



豊島区子ども・若者総合計画 (令和2～6年度)

令和4年度実施状況 報告書（案）

令和6年3月

第32期豊島区青少年問題協議会

はじめに

豊島区は平成18年に「豊島区子どもの権利に関する条例」を制定しました。条例には、どんな子どももみな等しく生まれながらに持っているものが子どもの権利であり、その主な内容として、「安心して生きること」「個性が尊重されること」「自分で決めること」「思いを伝えること」「かけがえのない時を過ごすこと」「社会の中で育つこと」「支援を求めること」を挙げています。

さらに、こうした子どもの権利を保障するために、おとなは子どもの権利に関心をもち、子どもの主体性を尊重しながら、子どもが自分らしく安心して暮らせる環境を作ることを規定しています。また、一人ひとりの子どもが実生活や地域の中で、自分の意見を表明し、聴いてもらうことや、区の政策に反映されることを通して、社会に参画できるようにすることを規定しています。

国は令和4年6月に「こども基本法」を制定し、子どもの権利条約（1989年国連採択、1994年日本批准）を国内で実施するための法的基盤を整えました。しかし、豊島区はこうした国の動きに先駆けて、子どもの権利を自治体で実現するための施策に取り組み、現在それらは「豊島区子ども・若者総合計画」（令和2年度～6年度）に盛り込まれています。

豊島区青少年問題協議会は、こうした一連の施策や事業に対する主管課の自己評価に対して、豊島区の子ども・若者・家庭等を見守る立場から評価・検証し、改善点などを提起することで、計画内容を推進させていく役割を担っています。子ども・若者総合計画の基本理念である、「すべての子ども・若者の権利が保障され、豊かな文化の中で自分らしく成長できているかどうか」という観点はその際の判断規準となっています。

豊島区は、パンフレット等を用いた子どもの権利の普及・啓発、中高生センターやブレーパークを含む子どもの居場所の充実、学校における子どもの権利学習の推進、区立児童相談所や子どもの権利擁護委員による相談・救済活動、ゆりかごとしまやひろば事業を含む多様な保育・子育て支援の展開、としま子ども会議による子どもの意見の反映など、さまざまな施策に力を入れています。

一方で、今後さらに充実させていく必要性のある取り組みとして、条例第5章「子どもの参加」にも規定されていますが、子ども（乳幼児・学童・中高生・若者はもとより、障がいのある子どもや外国にルーツのある子どもなど配慮を要する子どもを含む）の生活するあらゆる場面（家庭・学校・施設・地域等）において、子どもの感じていることや意見を聴き、受け止め、子どもの実生活や政策に反映させていくことが挙げられます。そのためには、子どもの権利学習や研修を一層充実させていく必要があります。子どもの権利に基づく施策を推進するために、本報告書の活用をお願いしたいと思います。

令和6年3月
豊島区青少年問題協議会
会長 加藤悦雄

I 豊島区子ども・若者総合計画について	1
1 概要	1
2 施策の体系	3
3 実施状況の検証	4
II 令和4年度実施状況	5
1 全体の状況	5
2 体系別の状況	6
目標 I 子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する	7
（1）子どもの権利に関する理解促進	8
（2）子どもの意見表明・参加の促進	11
（3）子どもの居場所・活動の充実	13
（4）子どもの権利侵害の防止及び相談・救済	19
目標 II 子どもを安心して産み育てるための支援を推進する	24
（1）子どもや家庭への医療・健康支援	25
（2）子育て家庭への支援	28
目標 III 子ども・若者に関わる施設において、充実した環境を整備する	33
（1）幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実	34
（2）子どもの主体性を尊重した学校環境の整備	37
（3）子ども・若者支援に関わる人への支援	39
目標 IV 若者の自立と社会参加を支援する	42
（1）若者の自立支援	43
（2）若者の参加支援	44

目標 V	それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する ……	47
	(1) 状況に応じた支援……………	48
	(2) 相談体制の充実と情報発信……………	57
目標 VI	子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する ……	59
	(1) 地域の力の活用……………	60
	(2) 安全・安心な社会環境の整備……………	63
	(3) 子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり……………	65
3	まとめ……………	66
Ⅲ 資料編	……………	別紙

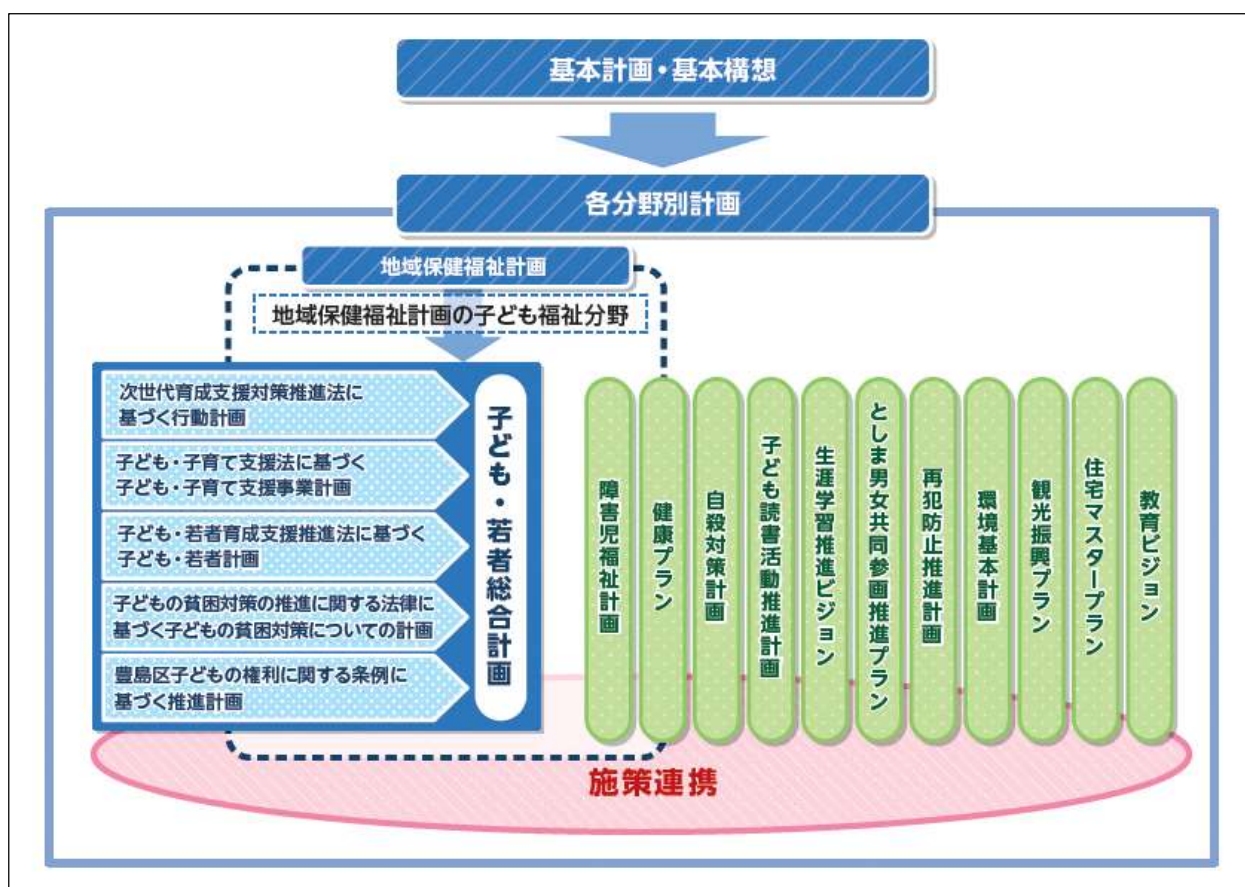
I 豊島区子ども・若者総合計画について

1 概要

【計画策定の背景・目的】

子ども・若者支援策を総合的に展開するため、平成 31 年度までを計画期間とする「豊島区子どもプラン（子ども・子育て支援事業計画を含む）」及び「豊島区子ども・若者計画」の改定を契機に、2つの計画を統合し、「豊島区子ども・若者未来応援あり方検討会報告書」の観点を包含するとともに、新たに「子どもの権利推進計画」を盛り込んで、子ども・若者に関する総合計画を策定しました。

【計画の位置付け】



【計画期間】

令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの 5 年間

【計画の対象】

子ども・若者や妊娠期の方、子育て家庭を対象とします。計画の対象となる子ども・若者は原則として 0 歳から 30 歳までとし、一部の施策は概ね 39 歳までとします。

【計画の基本理念】

すべての子ども・若者の権利が保障され
豊かな文化の中で自分らしく成長できるまちづくり

【基本的な考え方】

計画の基本理念を実現するために、現状と課題を踏まえて、以下の5つの考え方で施策を推進していきます。

(1) 子ども・若者一人ひとりを権利の主体として尊重する。

- ・子ども・若者の今の「思い」を受け止め、子ども・若者を育成の対象と捉えるのではなく、社会の構成員として認め合い、権利の主体としての意見や選択を尊重する取組を推進します。

(2) 安心して子育てできる環境を整備し、親子が共に成長できるように支援する。

- ・子ども・若者が健やかに成長するために、家庭が孤立することなく、必要な協力を得ながら、保護者と子どもが安心して地域で暮らせる環境が必要です。
- ・保護者と子どもがお互いを大切に思いながら、それぞれが自分らしく暮らせるよう支援します。

(3) 子ども・若者の成長段階に応じて、切れ目なく支援する。

- ・子どもの権利は、子どもが皆等しく生まれながらに持っており、その年齢や発達に応じて保障されるものです。
- ・子どもは他者との関わりの中から、お互いの権利の尊重、責任などを学び、権利を実現していく力を培っていきます。
- ・子ども・若者の支援にあたっては、乳幼児期から学童期、思春期、青年期まで、発達段階ごとに必要となる支援を継続的に行うことが求められます。
- ・子ども・若者が自己肯定感を育み、自尊感情を醸成させ、自己として確立できるよう支援します。

(4) 家庭、子どもに関わる施設、地域、関係機関、行政が連携・協働し、社会全体で子ども・若者を支援する。

- ・子ども・若者は社会の関わりの中で成長します。
- ・家庭、就学前児童の教育・保育施設、学校、放課後対策施設などの子どもに関わる施設、地域、NPOなどの地域団体、関係機関、行政が、それぞれの特性を活かしながら、連携・協働し、子ども・若者の成長を応援します。

(5) 子ども・若者総合計画の全分野の目標に基づき、子どもの権利保障、子どもの貧困対策、子ども・若者支援に取り組み、基本理念を実現する。

- ・計画全体を進めることで、子どもの権利保障、子どもの貧困対策、子ども・若者支援を推進します。

2 施策の体系



3 実施状況の検証

計画の推進にあたっては、PDCA サイクルに基づき、以下のように子ども・若者や子育て家庭の視点に立った取組が行われているか検証を行い、施策の推進や改善に繋げていきます。

【計画全体について】

庁内関係部署で組織する「子どもの施策調整会議」や、区民や地域団体等の幅広い関係者で構成される「青少年問題協議会」において、子ども若者課が事業主管課に対して行う「実施状況調査」に基づき、計画の「重点事業」の目標達成状況を中心に点検・評価を行います。

その結果については、「青少年問題協議会」が本冊子（５ページ以降）に取りまとめ、区ホームページ等を通じて広く区民に公表していきます。

【子どもの権利の観点からの施策の検証・推進について】

「子どもの権利委員会」が検証を行います。

【「第二期子ども・子育て支援事業計画」について】

「子ども・子育て会議」が点検・評価を行います。

Ⅱ 令和 4 年度実施状況

1 全体の状況

3 ページに記載のとおり、計画では「目標」ごとに「取組の方向性」を記載しています。「取組の方向性」にはそれぞれ「計画の進捗を測る指標」を設定しており、当該指標を向上させるための取組として「具体的取組」を記載しています。

「重点事業」と「計画事業」は、それぞれの「具体的取組」に関連する事業として計画に掲載された事業であり、特に「重点事業」は予め事業ごとに事業目標や目標値を設定し、その達成状況を点検していくことを目的に設定されたものです。これらの事業を推進することで、「具体的取組」の目標達成や「取組の方向性」の「計画の進捗を測る指標」の向上を図り、計画全体の目標達成を目指します。

また、「新規事業」は、本計画策定後に開始した事業など、計画に掲載されていない子ども・若者や子育て家庭に係る事業であり、令和 2 年度は 1 事業が該当し、令和 3 年度は 2 事業が該当、令和 4 年度も 1 事業が該当しました。

主管課評価について、評価の指標は下記の通りです。

○主管課評価の説明	(目標値(令和 6 年度に対する達成率))
A…目標以上の取組ができた	(100%以上)
B…ほぼ目標に資する取組ができた	(70%以上 100%未満)
C…目標に資する取組が想定を下回った	(70%未満以下)
D…未実施または終了	(0%)

【事業区分別主管課評価の状況（全体）】

	A	B	C	D	計
重点事業	14	23	2	0	39
計画事業	146	119	7	3	275
新規事業	0	1	0	0	1
全事業	160 (50.8%)	143 (45.4%)	9 (2.9%)	3 (1.0%)	315 (100%)

※ 再掲事業を含む。

※ 計画策定後、休止となった 2 事業（再掲事業含む）、終了となった 2 事業及び事業統合となった 2 事業を除く。（いずれも計画事業）

※ 構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても 100 にならない場合がある。

全体としては、A 及び B で全体の 96.2%を占めており、事業の多くが目標に資する取組ができたという評価となっています。

一方で全体の 3.8%の事業が C 及び D、すなわち、目標に資する取組が不十分又は未実施となっています。前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が残るものの、前年度の A 及び B で 92.7%、C 及び D で 7.3%を踏まえると改善の兆候が見られます。

2 体系別の状況

7 ページからは、計画に掲げた 6 つの「目標」ごとに、その概要を記載するとともに、令和 4 年度における事業区分別の主管課評価の状況をまとめました。

その上で、それぞれの「目標」における「取組の方向性」ごとに、その構成事業における主管課評価の状況をまとめました。

「重点事業」については、「豊島区子ども・若者総合計画」における事業概要を掲載した上で、令和 4 年度の実績等の詳細を記載するとともに、目標値（令和 6 年度）の修正が必要な事業は、その内容と理由を記載しています。

目標 I

子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する

【概要】

目標 I では、「子どもの権利に関する条例」や子どもの権利に関する理解の促進、子どもの意見表明や参加の促進、子どもの居場所や活動の充実に取り組んでいます。また、重大な権利侵害である児童虐待やいじめについては、未然防止と権利侵害が起こったあとの支援に取り組んでいます。

【計画の進捗を測る主な指標】

指標名	現状 (平成30年度)	目指す方向性 (令和6年度)
「子どもの権利に関する条例」を「知っている」と回答した人の割合	●子ども 3.3% ●若者 1.0% ●保護者 8.8% ●区施設職員 68.8% ●地域団体 47.6%	↑
自分のことが「好き」と回答した子どもの割合	●小学生 44.8% ●中学生 31.2%	↑
過去1年間に地域での行事や活動に参加したことがないと回答した子どもの割合	●小学生 13.3% ●中学生 42.4%	↓
子どもの遊び場が充実していると回答した保護者の割合	●就学前 35.0% ●小学生 19.4% ●中学生 17.6%	↑
子どもからの専用電話相談（フリーダイヤル）の認知度	●小学生 21.1% ●中学生 16.7%	↑



<「豊島区子どもの権利に関する条例」リーフレット>

取組の方向性	○主な計画事業（●重点事業）
(1) 子どもの権利に関する理解促進	●「子どもの権利」の理解の普及・啓発 ●「子どもの権利」に関する研修・講座の実施 ○学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保 ○保育の質の向上事業
(2) 子どもの意見表明・参加の促進	●としま子ども会議の開催 ○子どもの参加推進事業 ○利用者会議の開催 ○子ども地域活動支援事業
(3) 子どもの居場所・活動の充実	●中高生センターの運営 ●子どもスキップの運営・改築 ○放課後子ども教室事業 ●プレーパーク事業 ○小学校開放事業 ○「としまキッズパーク」の整備・運営 ●子どものための文化体験プログラム ●コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援
(4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済	●子ども虐待防止ネットワーク事業 ●いじめ防止対策推進事業 ○スクールソーシャルワーカー活用事業 ●「子どもの権利擁護センター（仮称）」の設置 ●子どもの権利擁護委員相談事業 ○子どもからの専用電話相談

【事業区分別主管課評価の状況（目標 I）】

	A	B	C	D	計
重点事業	4	7	1	0	12
計画事業	19	15	0	0	34
新規事業	0	1	0	0	1
全事業	23 (48.9%)	23 (48.9%)	1 (2.1%)	0 (0.0%)	47 (100%)

※ 再掲事業を含む。

※ 構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても 100 にならない場合がある。

目標 I は重点事業・計画事業、追加された新規事業とあわせて 47 事業で構成されていますが、A 及び B で 97.9%を占めており、事業の多くが目標に資する取組ができたという評価となっています。令和 3 年度の状況（A 及び B で 93.5%）と比べるとさらに評価が向上しており、十分に対応している状況と言えます。

㊦「取組の方向性」ごとの実施状況や重点事業の実績等については、次ページ以降に記載。

(1) 子どもの権利に関する理解促進

「子どもの権利に関する理解促進」は、2つの具体的な取組、5事業（うち重点事業は2事業）で構成されています。

それぞれの事業における令和4年度の主管課評価は、評価A（目標以上の取組ができた）が1事業（20.0%）、評価B（ほぼ目標に資する取組ができた）が3事業（60.0%）、評価C（目標に資する取組が想定を下回った）が1事業（20.0%）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
子どもの権利の普及啓発・情報発信	《重点》「子どもの権利」の理解の普及・啓発	子ども若者課	B
	「子ども月間」事業	子ども若者課	B
子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援	《重点》「子どもの権利」に関する研修・講座の実施	子ども若者課／指導課	C
	学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保	子ども若者課／指導課	A
	保育の質向上事業	保育課	B

【重点事業の実施状況等】

令和4年度における重点事業（2事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
① 「子どもの権利」の理解の普及・啓発		子どもの権利に関する条例の普及を図ります。	小学生用リーフレットやマンガ版リーフレット、妊産婦向け小冊子など、対象に合わせてわかりやすい広報資料を作成し、学校や子どもに関わる施設等に配布します。	
		目標	現状値(令和元年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	普及啓発媒体の種類	リーフレット2種類(一般・中高生)で広報を実施	・リーフレットを増やす(小学生・マンガ版、妊産婦向け小冊子等) ・動画等を作成
実施状況				
令和4年度			令和5年度以降の	
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性	
周知用パンフレット等の修正および配布をした。	既存のパンフレット等について、連絡先一覧の全体的な見直しを行った。 また、周知用パンフレット（一般用）及び周知カード（中学生用）を小中学校にて引き続き配付した。 その他、周知用パンフレット（マンガ版）及び学習用パンフレットを区立小中学校のタブレットに電子データを掲載し、子どもがいつでも簡単に見られるよう改善を図った。	B	豊島区子どもの権利に関する条例を踏まえ、令和5年度に新たに「としま子どもの権利相談室」を設置することから、既存のパンフレット等の内容を更新する。 引き続き、周知用パンフレット（マンガ版）及び学習用パンフレットを区立小中学校のタブレットに電子データを掲載し、子どもがいつでも簡単に見られるよう改善を図る。	

重点事業

事業名	事業目標	事業内容		
③「子どもの権利」に関する研修・講座の実施	子どもに関わるおとなに子どもの権利を学ぶ機会を提供します。	学校教諭や保育士、子どもに関わる施設職員に対して子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する講座を実施します。		
	目標	現状値(令和元年度)	目標値(令和6年度)	
担当課 子ども若者課 指導課	①職員研修実施回数	①2回	①5回	
	②出前講座実施回数	②3回	②10回	
	③区民講演会実施回数	③1回	③2回	

実施状況

令和4年度			令和5年度以降の 取組の方向性
実績	取組内容	主管課評価	
①8回 ②2回 ③0回	子ども若者課 保育士、子どもに関わる施設職員に対する子ども研修において、子どもの権利に関する研修を実施するとともに、全職員を対象としたe-ラーニング「子どもの権利」を実施し、22%の職員が受講した。また、ファミリーサポートセンター援助会員を対象に出張講座を実施した。 指導課 人権教育に関する研究開発指定校において、各教科における「豊島区子どもの権利条例」に関する学習を実施し指導する教員の人権意識を高めた。	C	子ども若者課 引き続き、職員に向けた研修を実施していくとともに、研修・講座の実施について、状況を勘案しながら策定時の水準に戻し、令和6年度の目標値を目指す。 指導課 全小・中学校の教育課程に「豊島区子どもの権利条例」についての学習を位置付ける。教員研修は継続して実施する。

【青少年問題協議会からの意見】

●【重点事業1「子どもの権利」の理解の普及・啓発】

令和2年度は既存の条例周知用パンフレット（一般用・中学生用）に加え、新たに小学校4～6年生向けに学習パンフレットを作成しました。

豊島区は、平成18年に「子どもの権利に関する条例」を制定していますが、子どもたちには条例の認知度が低い状況下で、「子どもの権利」の理解の普及・啓発ツールを増やしたことは、とても意義深いことでありました。

令和3年度の取組として、子どもたちに豊島区子どもの権利条例をわかりやすく表現するため、代々木アニメーション学院と提携し、豊島区がトキワ荘のあるまちとして、漫画文化を活用し漫画を用いた条例周知用パンフレットを作成しました。

令和4年度には既存のパンフレット等についての全体的な見直しを行い、引き続き新入生の保護者の方には周知用パンフレット、新中学1年生には周知カードを配布しました。

また子どもたちが学校で活用しているタブレットに電子データを掲載し、子どもたちがいつでも「子どもの権利」について見られるよう改善を図りました。

子どもの権利の普及啓発でツールを配布するだけでは子どもが読んで理解するとは考えにくい、子ども自身がしっかりと理解することが最終的な目標になるので、学校等でリーフレットを配布の際には、必ず丁寧な説明を行ったり、学校や学童保育などの子どもの学び育つ施設においてリーフレットを用いた子どもの権利学習の機会を設けるなど、子どもの権利の促進を図る方法を考えていくことが必要なのではないでしょうか。学校などでも折に触れ、教えていくことを望みます。

●【重点事業 3 「子どもの権利」に関する研修・講座の実施】

令和 2 年度と令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の展開の難しさがあり、なかなか目標値に近づくことができませんでした。

令和 4 年度後半は少しずつ新型コロナウイルス感染症も収まりつつあり、学校だけでなく保育士や子どもの関わる施設職員にも研修を実施するとともに、全職員を対象とした e-ラーニングやファミリーサポートセンター援助会員を対象に出前講座も実施しました。

人権教育に関する研究開発指定校においては、各教科における「豊島区子どもの権利条例」に関する学習を実施し、指導する側の人権意識も高めました。

このような成果は、豊島区だけでなく全国にフィードバックし発信することを望みます。

また、令和 5 年度以降の取組の方向性として「豊島区子どもの権利条例」についての学習を全小・中学校の教育課程に位置づけ、教職員研修は継続して実施すると記載があるので、研修を充実させていただき教職員の学びを、現場における子どもの権利内容の具体化に生かすことを望みます。

(2) 子どもの意見表明・参加の促進

「子どもの意見表明・参加の促進」は、2つの具体的な取組、5事業（うち重点事業は1事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和4年度における主管課評価は、評価A（目標以上の取組ができた）が2事業（40.0%）評価B（ほぼ目標に資する取組ができた）は3事業（60.0%）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
子どもの意見表明・参加の仕組みづくり	《重点》としま子ども会議の開催	子ども若者課	B
	子どもの参加推進事業	子ども若者課	A
	利用者会議の開催	子ども若者課／放課後対策課	A
子どもの意見表明・参加の促進	子ども地域活動支援事業	子ども若者課	B
	青少年指導者養成事業	学習・スポーツ課	B

【重点事業の実施状況等】

令和4年度における重点事業（1事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
⑥ 新規	としま子ども会議の開催	子どもの区政への参加と意見表明の機会を提供します。	「子どもの権利に関する条例」に基づく「としま子ども会議」として、区内の小中学生が、区政に関するテーマについて話し合い、意見をまとめて区長や区職員等に発表します。区は子どもの意見を聞き、施策に反映するよう努めます。	
		目標	現状値(令和元年度)	目標値(令和6年度)
		①参加者数 ②提案採択数	実施に向けて検討中	①30人 ②1件
担当課	子ども若者課			
実施状況				
令和4年度			令和5年度以降の	
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性	
①18人 ②0件	会議6回、意見発表会1回を開催しました。コロナ対策を講じた上で、対面でのワークショップ形式で実施しました。ファシリテーターとして、テーマに関係する部署の若手職員に参加してもらうことで議論を深めることができました。	B	計画などの改定時期などで、子どもの意見を施策に反映したい各課からテーマを募集し、事前にテーマを定めます。募集段階でテーマを公表した上で参加者を募ることにより、子どもたちの意見を施策に反映しやすくなります。職員ファシリテーターはテーマを応募した部署の職員が参加し、子どもたちの声を直接聞く機会になります。	

【青少年問題協議会からの意見】

●【重点事業 6 としま子ども会議の開催】

令和 2 年度は「豊島区子どもの権利に関する条例」にもとづく「としま子ども会議」を初めて開催しました。

子どもの意見を反映する場という意味では意義のある開催となりましたが、コロナ禍という状況で、参加者数が目標を大きく下回ったことや、子どもからの提案採択数が 0 件であったことは残念でした。

令和 3 年度も、令和 2 年度と同様に参加者数は改善されたものの提案採択数が 0 件でした。子どもの意見表明・参加の促進という意味では、としま子ども会議で出た子どもからの意見がどのように尊重され区政に反映されたかが重要であります。

令和 4 年度についても、参加者数が少し増えたものの、提案採択数としては変わらず 0 件だった現状からすると、ただ子どもの意見を聞くだけというところに留まっているのではないのでしょうか。

子どもの意見表明の場を設け、それが事業に反映され、子どもたちの意見を実現するという仕組みをつくっていくことが不可欠です。

子ども会議は当事者である子どもの意見表明と参加の場であり、子どもの育ちや学びの場でもあるので、令和 5 年度には子ども会議をより有効なものとしていけるように、子どもの提案に対して区長や区職員等がどのように受け止めるのかということを見えるかたちにし、子ども施策への反映や子どもへのフィードバックを実施することを望みます。

(3) 子どもの居場所・活動の充実

「子どもの居場所・活動の充実」は、4つの具体的な取組、19事業（うち重点事業は5事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和4年度における主管課評価は、評価A（目標以上の資する取組ができた）が10事業（52.6%）、評価B（ほぼ目標に資する取組ができた）が9事業（47.4%）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
子どもの居場所の充実	《重点》中高生センターの運営	子ども若者課	B
	《重点》子どもスキップの運営・改築	放課後対策課	B
	放課後子ども教室事業	放課後対策課	A
	子ども食堂ネットワーク	子ども若者課	A
屋外遊び場の充実	《重点》プレーパーク事業	子ども若者課	A
	小学校開放事業	放課後対策課	A
	公園・児童遊園新設改良事業	公園緑地課	B
	「としまキッズパーク」の整備・運営	公園緑地課	A
活動・体験機会の充実	《重点》子どものための文化体験事業 ※	文化デザイン課 ／保育課	B
	次世代育成事業助成	文化デザイン課	B
	アトカル・マジカル学園	文化デザイン課	A
	図書館おはなし会・読み聞かせ事業	図書館課	A
	生涯スポーツ推進事業	学習・スポーツ課	B
	プレーパーク事業【再掲】	子ども若者課	B
学習支援の充実	《重点》コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援	福祉総務課	B
	としま未来塾	指導課	A
	小・中学校補習支援チューター事業	指導課	B
	ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業	子育て支援課	A
	としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」	福祉総務課	A

※ 「子どものための文化体験プログラム」から事業名変更

【重点事業の実施状況等】

令和４年度における重点事業（５事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
⑪ 中高生センターの運営		中高生の放課後の居場所を提供し、自主的な活動を支援します。	中高生等が音楽、スポーツ活動、友だちとの語らいや情報交換などを行う場として中高生センターを運営し、自主的な活動や社会参加等を支援します。また、中高生の心身が傷つけられないよう、関係諸機関や団体と連携して、その予防や早期発見に努めています。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	①登録者数 ②延べ利用者数	①1,980人 ②26,896人	①2,200人 ②32,000人
目標値（令和６年度）見直し				
見直し後の目標値		見直しの理由		
①2,000 人 ②30,000 人		仮施設で規模を縮小して運営するため		
実施状況				
令和４年度			令和５年度以降の	
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性	
①1,952 人 ②27,457 人	コロナ禍から徐々に日常を取り戻しつつある状況の中、感染症対策を講じながら中高生の日常を取り戻す企画事業を展開しました。 一方で、生きづらさを抱えた中高生が増加傾向にあり、何等かの事情で学校へ行くことが出来ない中高生の居場所としてのニーズの高まりに対し検討を開始しました。	B	午前中の施設活用として、中学校等と連携し、学校へ行くことが出来ない中高生の居場所事業の展開を具体化していきます。	

【青少年問題協議会からの意見】

●【重点事業 11 中高生センターの運営】

中学生・高校生の居場所として中高生センタージャンプを運営しているのは自治体の中でもめずらしいことです。

令和４年度はジャンプ東池袋では、１年間の大規模修繕が始まり改修期間中には代替施設となる建物が縮小されていましたが、令和６年２月からは設備も充実した新しい居場所を提供することができるようになります。

令和５年度以降の取組の方向性として、不登校の中高生の午前中の居場所が確保できるのはとても良いことととらえています。

中高生にとっても今まで以上に居心地の良い空間が提供され、さらなる発展ができればと願います。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容		
⑫ 子どもスキップの運営・改築	小学生の放課後の居場所を提供し、放課後児童支援員の指導のもと、安心・安全な遊びを通じて子どもたちの交流を図ります。	小学生の放課後の安全・安心な居場所として、区立小学校22校に、校舎内、敷地内または隣接地にて、学童クラブの機能を持たせた子どもスキップを運営しています。また、別棟建設などで利用者数増加に対応するなど施設面での改善を図り、より一層安全・安心な環境を整えています。		
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	
担当課	放課後対策課	延べ利用者数	535,760人	540,000人

実施状況

令和4年度			令和5年度以降の 取組の方向性
実績	取組内容	主管課評価	
526,031人	感染症対策を講じながら、「スキップの日」として学年や人数を制限して一般利用を実施しました。令和4年9月より、全学年を対象に一度帰宅してから一般利用を再開、さらに令和5年1月より1～3年生の直接利用を再開し、全面再開に向けて、一般利用を拡大しました。	B	一般利用を全面再開し、放課後の安全な居場所の確保に努めます。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容		
⑮ プレーパーク事業	子どもたちが屋外で安全に楽しく遊べる機会の充実を図ります。	子どもが自由に豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク(冒険遊び場)事業を推進します。池袋本町プレーパークの他、身近な地域で冒険遊びなどを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆったりと安心できる場所としての機能も併せ持ちます。		
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	
担当課	子ども若者課	①参加者数 ②出張プレーパーク開催数	①31,002人 ②13回	①35,000人 ②20回

実施状況

令和4年度			令和5年度以降の 取組の方向性
実績	取組内容	主管課評価	
①34,785人 ②9回	年間を通じ池袋本町プレーパークを実施し、屋外で自由な発想で自分らしく遊べる場所を提供しました。地域で実施する出張プレーパークはコロナ禍のため保育園での実施を主に行い、感染状況を考慮しながら公園等で実施し、多くの子どもたちに外遊びの体験の場を提供しました。	A	常設の池袋本町プレーパークは年間を通じ、屋外での自由な発想で自分らしく遊べる場所の提供を行います。身近な地域で実施する出張プレーパークは公園での実施を主とし、近隣の複数の保育園などが利用できるようにし、区民ひろばでも実施します。

【青少年問題協議会からの意見】

●【重点事業 12 子どもスキップの運営・改築】

令和 3 年度から徐々に感染症対策を講じつつ一般利用を拡大し、令和 4 年度は全面再開を目指し、延べ利用者数を見るとかなり目標値に近づきつつあります。

共働きの保護者が増える中、一般利用の拡大はとても助かることです。

次の段階では、居場所の質の問題が生じてくると思うので、令和 5 年度以降の取組の方向性として、「安全な居場所」の確保に努めるということが示されています。

利用者が多くなることによって安全面の確保を前提としつつさらに質の向上、子どもの多様な権利内容を意識した子ども主体の居場所を作り出すことができるような質に対する促進を考えるべきです。

●【重点事業 15 プレーパーク事業】

豊島区は商業ビルなどの繁華街や住宅地が多く、自然豊かな屋外の公園が限られているので、屋外において自分らしくのびのびと遊べることを具体化できるプレーパーク事業は、大変意義深い事業なので、この事業の意義を踏まえながら子どもたちが誰でも気軽に通うことができ、外遊びできる機会に参加できるかたちが望ましいと思うので今まで以上に促進していただきたいです。

今後は区民ひろばでも実施するのであれば、ひろばや公園などで実施し、対象を小学生にしたら公平なのではないでしょうか。

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
①9	子どものための文化体験事業 ※R2～事業名変更	子どもたちが多彩な文化芸術が体験できる機会を提供します。	区とNPO法人が協働して、次代の文化の担い手である子どもたちを対象に文化芸術に触れるワークショップ等のアートプログラムを展開します。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	文化デザイン課 保育課	①演劇公演実施回数、延べ参加者数 ②鑑賞教室実施回数、延べ参加者数 ③ワークショップ実施回数、延べ参加者数 ④保育園ワークショップ実施回数、延べ参加者数 ⑤ぞうしがや こどもステーション実施回数、延べ参加者数	①10回、2,056人 ②7回、587人 ③1回、24人 ④22回、450人 ⑤54回、1,931人	左記5つの取組について、同程度の回数及び参加人数を維持して実施する。

実施状況

令和4年度			令和5年度以降の 取組の方向性
実績	取組内容	主管課評価	
①事業見直しのためプログラム廃止 ②8回、432人 ③2回、30人 ④20回、434人 ⑤41回、849人	①～③、⑤の鑑賞・参加型プログラムについては、コロナ状況でありながらもアーティストのマスクに装飾をするなどの演出をしました。また、感染対策を徹底する一方で、段階的に参加人数を増やし、多くの子どもとその家族にアート体験の場を提供しました。また、④の保育園ワークショップでは、コロナの影響により何度か延期になったり参加人数が減ったりしましたが、感染防止のため人数制限を設けたり、1日に複数回に分けて実施した結果、最終的に全園実施することができました。	B	①～③、⑤では、鑑賞・観劇の機会を提供するだけでなく、プロのアーティストによる音楽・ダンス・造形などのワークショップを通じて子どもたちの個性と多様性を尊重するプログラムを引き続き実施していきます。また、④保育園ワークショップについては、実施園が偏ることのないよう、選考の際に配慮いたします。

【青少年問題協議会からの意見】

●【重点事業 19 子どものための文化体験事業】

プレーパーク事業とともに文化体験も子ども時代には貴重な体験ですので、すべての子どもを対象にするべきです。観劇や鑑賞教室・ワークショップなどの告知はホームページ等を活用し周知と申込受付を行っています、公平にすべての子どもにいきわたっていることが望まれます。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容		
②④ コミュニティソーシャル ワーカーによる子どもの 学習支援	子どもの学習習慣の習得を 図るとともに居場所となる場 を提供します。	コミュニティソーシャルワーカーが関係機関や地域住民、ボラン ティア等の協力を得て、公共施設において要支援家庭等の子どもの学習 支援を行います。		
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	
担当課	福祉総務課	①学習会実施回数 ②子どもの延べ参加者数	①61回 ②1,112人	①65回 ②1400人

実施状況

令和4年度			令和5年度以降の 取組の方向性
実績	取組内容	主管課評価	
①23回 ②190人	新型コロナウイルス感染症の影響により、 一部の学習会は開催中止となりました。 なお、コロナ禍でも支援が途切れることが ないよう、対面開催以外に、年7回お便 りを発行し、内容によって返信ハガキを同 封することにより、ボランティアと子どもた ちの関係性の継続に努めました。 また、学習会の場や返信ハガキで寄せら れた子どもたちの意見や要望は、積極的 に学習会の企画内容に取り入れています。	B	新型コロナウイルス感染症が収束するま では、従来通りの方法で学習会を開催 することは困難です。コロナ禍でも、ボラン ティアと子どもたちの関係性が途切れるこ とのないよう、学習会のあり方の見直し や、定期的なお便りの発行等、工夫して 取り組みを行っていきます。

【青少年問題協議会からの意見】

●【重点事業 24 コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援】

学習支援が目的の事業ですが、コロナ禍の状況において一部の学習開催は中止になってしまっ
ていることは残念なことです。学習支援はコロナ禍でも必要なことなので、貴重な居場所でもあることか
ら新型コロナウイルス感染症が5類に移行したのであれば学習会の開催を切に願います。

(4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済

「子どもの権利侵害の防止及び相談・救済」は、2つの具体的な取組、18事業（うち重点事業は4事業、令和4年度の新規事業が1事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和4年度における主管課評価は、評価A（目標以上の取組ができた）が10事業（55.6%）、評価B（ほぼ目標に資する取組ができた）が8事業（44.4%）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
児童虐待防止対策・いじめ防止対策	《重点》子ども虐待防止ネットワーク事業	子ども家庭支援センター※	A
	《重点》いじめ防止対策推進事業	指導課	B
	【新規事業】子どもに関わる職にある者のサービスの厳正	指導課	B
	児童虐待防止の普及・啓発	子ども家庭支援センター※	A
	こんにちは赤ちゃん事業	健康推進課／長崎健康相談所	B
	子育て訪問相談事業	子ども家庭支援センター※	A
	母子一体型ショートケア事業（ひとり親家庭支援事業）	子育て支援課	B
	家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）助成事業	子育て支援課	B
	スクールカウンセラー事業	指導課／教育センター	A
	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育センター	A
相談・救済体制の整備	《重点》「子どもの権利擁護センター（仮称）」の設置	子ども若者課	A
	《重点》子どもの権利擁護委員相談事業	子ども家庭支援センター※	A
	児童相談所の設置・運営	児童相談課※	A
	人権擁護委員相談事業	区民相談課	A
	子ども若者総合相談事業（アシスとしま）	子ども若者課	B
	子どもに関する相談事業	子ども家庭支援センター※	A
	子どもからの専用電話相談	子ども家庭支援センター※	B
	子ども家庭女性相談事業	子育て支援課	B

※ 「子育て支援課」から担当課変更。

【重点事業の実施状況等】

令和４年度における重点事業（４事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
②9 子ども虐待防止ネットワーク事業	児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。	
担当課	目標	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
子育て支援課	①虐待防止ネットワーク研修開催数 ②出張講座開催数	①2回 ②15回	①2回（毎年度回数を維持） ②30回

※担当課が子ども家庭支援センターに変更

目標値（令和６年度）見直し	
見直し後の目標値	見直しの理由
①変更なし ②40回	関係機関の関心も高く、既に目標値を達成しているため

実施状況			
令和４年度			令和５年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
①2回 ②44回	国の重点支援である「ヤングケアラー」の研修・豊島区児童相談所開設に際し「豊島区児童相談所の概要・区児童相談所開設後の子ども家庭支援センターの役割」について研修を開催した。 出張講座はコロナ禍も継続して開催した。	A	引き続き、関係機関に児童虐待予防の取り組みを周知し、虐待の早期発見、早期対応につなげる。区民向けや子ども向けの講座も検討する。 ヤングケアラーの周知についても継続する。

【青少年問題協議会からの意見】

●【重点事業 29 子ども虐待防止ネットワーク事業】

この事業についてヤングケアラーの支援というものがどこまでできているのかが気になりましたが、庁内の部署だけでなく地域の民生児童委員、子ども食堂を実施している方など公民連携で構成された会議体で、ヤングケアラー関係機関連絡会議が開催されたことで、今後も定期的に実施することによって、表に出てこないヤングケアラーについても、庁内・地域の皆さんとの話し合いの中で掘り下げていくことができることを確認できました。また、具体的な支援策についても検討してほしいです。

今後もネットワーク研修会の開催を継続するとともに、関係機関連絡会議の充実を目標に、児童相談所・保健所・子ども家庭支援センターとの三機関の役割分担の評価があってもよいと考えます。今後の取組として、関係部署の整理をすると役割分担の評価につながります。

事業が進んだことにより、子どもの状況が見えてきた中で、連携の拡大が必要となってきたことも見えてきます。相談する部局が多様化するなかで、どう子どもや保護者の困難等に連携して対応していくのが今後の課題です。

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
③⑩ いじめ防止対策推進事業		児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの発生防止や早期発見を図ります。	①保護者・学校・地域・関係機関からなるいじめ問題対策委員会を開催します。 ②児童・生徒に対していじめ実態調査を年3回実施し、定期的な実態把握を行います。 ③心理検査を実施し、個々の行動面や心情面から分析を行うとともに、職層に応じた教員研修を毎年実施し、いじめの早期発見に役立てます。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	指導課	①いじめの解消率 ②いじめ防止のための教員の研修の実施	①小学校 93.5% 中学校 90.2% ②職層に応じ、年3回実施	①小学校 100% 中学校 100% ②職層に応じ、年3回実施

実施状況

令和4年度			令和5年度以降の 取組の方向性
実績	取組内容	主管課評価	
①小学校 80.0% 中学校 90.9% ②職層に応じ年3回実施	- 心理検査を区立小学校3年生～区立中学校3年生を対象に年2回実施した。 - 学識経験者、保護者、学校、地域、関係機関からなるいじめ防止対策委員会の開催【年3回】をした。 - 学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会の開催【年1回】をした。 - 教員研修の実施(3回)をした。 「校内心のケア委員会」を全校に設置、アンケートに基づき教職員による全児童・生徒との面談実施(3回)をした。	B	学校経営や学級経営の根本として、年度当初から、全教職員の共通の意識を高め、いじめを、「しない させない 見逃さない」体制づくりを推進する。 令和4年度に作成したいじめ防止取組連携推進【デジタル版】の電子データを活用し、子どもスキップをはじめ、家庭・地域、関係機関と学校が一体的にいじめ対策を推進する協力体制を強化する。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容		
③⑧ 新規 「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置	子どもの権利侵害を予防、救済します。	虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員を配置した子どもの権利擁護センターを設置・運営します。		
	目標	現状値(令和元年度)	目標値(令和6年度)	
担当課	子ども若者課	①設置 ②相談件数	設置に向けて検討中	①令和3年度中に開設 ②50件

目標値(令和6年度)見直し

見直し後の目標値	見直しの理由
①令和5年度中に開設 ②変更なし	新型コロナウイルス感染症の影響で区の財政等に影響が生じており、様々な事業にスケジュールの変更が発生しているため。

実施状況

令和4年度			令和5年度以降の 取組の方向性
実績	取組内容	主管課評価	
①設置に向けて検討 【令和5年度中に開設】 ②-	「子どもの権利委員会」を全4回実施し、令和5年9月に「としま子どもの権利相談室」を設置する方向で進めていくこととなった。また、子どもの権利に関する相談窓口として子どもの権利相談員を令和5年度に設置することが決定した。	A	令和5年9月開設に向けて、拠点整備、相談室の運営方法や他の機関等の連携方法等を整備し、周知を図る。また、開設後は、相談室で相談を受けるほか、アウトリーチ型の相談を進める。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容		
③⑨ 子どもの権利擁護委員相談事業	子どもの権利侵害の相談に応じ子どもの救済、権利回復を図ります。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。		
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	
担当課	子育て支援課	権利侵害に関わる活動件数	5件	10件

目標値(令和6年度)見直し

見直し後の目標値	見直しの理由
20件	中高生の権利侵害に関わる相談への関心が高まっているため。

実施状況

令和4年度			令和5年度以降の 取組の方向性
実績	取組内容	主管課評価	
55件	ジャンプでの巡回相談や個別相談を実施した。	A	権利擁護センター(仮称)の設置に合わせて子ども若者課へ主管移行する。

【青少年問題協議会からの意見】

●【重点事業 38 「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置】

●【重点事業 39 子どもの権利擁護委員相談事業】

子どもの権利擁護センター(仮称)が令和 5 年 9 月に子どもの権利相談室として設置されたことは大きな成果です。

9 月に設置されてからすでに相談ケースも増えてきたと伺っています。

今後の取組内容には、どのように相談が増えてきたのか、新たに子どもの権利擁護委員に加えて子どもの権利相談員 2 名が配置されたことや、アウトリーチを丁寧に行って引き続き継続していることなど、体制をどのように強化して、具体的にどういう成果があったかの記述を入れると、より伝わります。令和 6 年度は本格始動していくと思いますが、子どもたちにまず認知してもらう、さらにそこから理解をしてもらい、子どもの権利相談室を活用できるような広報・啓発活動をぜひ推進してほしいです。

また、子どもへの広報・啓発は実際に、どのような活動が行われたかという報告書及び報告会が充実していることが望ましいので、他自治体の報告書や報告会を参考にしながら、活動の実態を区民の方にも周知するべきです。

人権の出張講座や子どもの相談において、権利擁護委員だけでは補えない部分については権利相談員の活用も視野に入れ、権利侵害から救済するための整備体制を強化していくことを期待します。相談員の人員不足や予算も含め厳しいところもありますが、より発展させていくためにはこれまでより充実した体制整備が求められます。



子どもを安心して産み育てるための支援を推進する

【概要】

目標Ⅱでは、教育や福祉、保健、医療、更生保護などの関係機関が連携し、それぞれの専門性を活かしながら、子どもやその家族が抱える悩み・困難に向き合うことで、個々の発達段階に応じた、切れ目のない継続的かつきめ細やかな支援を行っています。また、全ての家庭が安心して子育てできるよう、子育て家庭への各種支援施策を推進しています。



<ゆりかご・としま事業>

【計画の進捗を測る主な指標】		
指標名	現状（平成30年度）	目指す方向性（令和6年度）
安心して子どもを産む環境づくりができていると思う保護者の割合	●就学前児童保護者 40.9%	↑
子育てが楽しいと感じることの方が多いと答えた保護者の割合	●就学前児童保護者 69.0%	↑

取組の方向性	○主な計画事業（●重点事業）
(1) 子どもや家庭への医療・健康支援	●ゆりかご・としま事業 ○妊婦健康診査 ○産後ケア事業 ○育児支援ヘルパー事業 ●乳幼児健康診査 ○乳幼児健康相談 ○予防接種事業 ○子どもの医療費助成事業
(2) 子育て家庭への支援	●東部・西部子ども家庭支援センター事業 ●地域区民ひろばにおける「子育てひろば」の運営・開設 ○子どもショートステイ事業 ○家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）助成事業 ●家庭教育推進事業 ○母親教室、パパママ準備教室 ○親の子育て力向上支援事業

【事業区分別主管課評価の状況（目標Ⅱ）】

	A	B	C	D	計
重点事業	3	3	0	0	6
計画事業	23	16	0	0	39
全事業	26 (57.8%)	19 (42.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	45 (100%)

※ 再掲事業を含む。

※ 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100にならない場合がある。

目標Ⅱは重点事業・計画事業あわせて45事業で構成されていますが、A及びBで100%を占めました。事業のすべてがほぼ目標に資する取組ができたという評価となっています。新型コロナウイルス感染症も落ち着きつつあり、着実に成果をあげた結果だと思います。今後は、さらにBからAの評価となるよう事業への取組が求められます。

㊦「取組の方向性」ごとの実施状況や重点事業の実績等については、次ページ以降に記載。

(1) 子どもや家庭への医療・健康支援

「子どもや家庭への医療・健康支援」は、2つの具体的な取組、24事業（うち重点事業が2事業・令和3年度の新規事業が1事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和4年度における主管課評価は、評価A（目標以上の取組ができた）が13事業（54.2%）、評価B（ほぼ目標に資する取組ができた）が11事業（45.8%）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
妊娠期からの切れ目ない支援	《重点》ゆりかご・としま事業	健康推進課／長崎健康相談所／子育て支援課	A
	妊婦健康診査	健康推進課／長崎健康相談所	B
	妊産婦歯科健康診査事業	健康推進課	B
	妊産婦・乳幼児保健指導事業	健康推進課／長崎健康相談所	A
	産後ケア事業	健康推進課／長崎健康相談所	A
	育児支援ヘルパー事業	子ども家庭支援センター	B
	としま育児サポーター	健康推進課	A
	もっと見る知る※	健康推進課／長崎健康相談所	A
	ようこそ新米ママのひろば事業	健康推進課	A
	豊島区特定不妊治療費助成事業	健康推進課	B
	入院助産	子育て支援課	B
	こんにちは赤ちゃん事業【再掲】	健康推進課／長崎健康相談所	B
	外国語版母子手帳交付事業（新規事業）	健康推進課	A
子どもの健康確保のための取組	《重点》乳幼児健康診査	健康推進課／長崎健康相談所	B
	乳幼児歯科衛生相談事業	健康推進課／長崎健康相談所	B
	新生児聴覚検査事業	健康推進課／長崎健康相談所	B
	乳幼児健康相談	健康推進課／長崎健康相談所	A
	予防接種事業	保健予防課※1	A
	先天性風しん症候群予防対策事業	保健予防課※1	B
	子どもの医療費助成事業	子育て支援課	A
	休日診療事業	地域保健課	A
	平日準夜間小児初期救急診療事業	地域保健課	A
	こどものぜん息水泳教室	地域保健課	B
	子どものための禁煙外来治療費助成講座	地域保健課	A

※「としま見る知る」から事業名変更

※1 健康推進課から変更

【重点事業の実施状況等】

令和４年度における重点事業（２事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
④⑥	ゆりかご・としま事業	妊婦、乳幼児、保護者の心身の健康の保持、増進に努めるとともに、家庭の孤立化を防ぐなど、健全な育児環境の確保を図ります。	妊娠中から出産・子育てに関する様々な不安を軽減し、必要な支援を行うため、「ゆりかご面接（妊娠中の体や心、赤ちゃんを迎える準備等の相談）」と「おめでとう面接（初めての子育て、赤ちゃんとの接し方等の相談）」を実施するとともに、ゆりかご応援グッズや誕生祝い品を配付します。	
		目標	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
担当課	健康推進課 長崎健康相談所 子育て支援課	①ゆりかご面接実施率 ②おめでとう面接実施率	①58.8% ②72.6%	①70.0% ②80.0%

目標値（令和６年度）見直し	
見直し後の目標値	見直しの理由
①68% ②74%	①長期計画との整合性を図ったため。 ②コロナ禍により令和元年度・令和２年度の面接率は減少しており、短期間での回復は難しい見込みのため。

実施状況			
令和４年度			令和５年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
①68.8% ②69.8%	健康推進課 ①「ゆりかご面接」を実施し、妊娠・出産の不安に対応するとともに子育てへの見とおしができるように情報提供をおこないました。面接後にゆりかご応援グッズを配付しました。 子育て支援課 ②「おめでとう面接」においては、コロナ禍への対応として、令和３年度に引き続き、電話での受付や対応期間の概ね１歳３か月までの延長を継続した。（令和４年度で対応終了）	A	健康推進課 ①「ゆりかご面接」を継続して実施し、妊娠期からの健康支援と切れ目のない支援の充実を図ります。 子育て支援課 ②「ゆりかご面接」と「おめでとう面接」により、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を継続し、出産や育児に対する不安・負担軽減や専門機関への連携を確実に行う。

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
⑤7 乳幼児健康診査		乳幼児の健康状況を把握し、保護者の育児不安軽減や適切な育児環境となるよう支援します。	3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に医師、歯科医師の診察及び保健相談、栄養相談、歯科相談を行い、健康診査の結果異常が認められる児に精密健康診査を実施しています。 ※3～4か月児及び3歳児については保健所において集団的な健診を実施しています。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	健康推進課 長崎健康相談所	①乳児(3～4か月児)健診受診率	①93.5%	①97.0%
		②3歳児健診受診率	②92.2%	②93.0%

目標値(令和6年度)見直し

見直し後の目標値	見直しの理由
①— ②95.0%	①— ②持病によりかかりつけ医で実施する方、出国している方などがあるため、100%にはせず、95.0%に修正

実施状況

令和4年度			令和5年度以降の 取組の方向性
実績	取組内容	主管課評価	
①94.3% ②97.4%	新型コロナウイルス感染症の影響下でできる限り感染対策をしながらコロナ前と同様のスケジュールに戻して保健所での集団健診を実施した。	B	新型コロナウイルス感染症対策を解除し子どもの成長に合わせて適切な時期に健診を受診してもらうよう保護者に周知する。未来所の保護者にも勧奨通知を出す。

【青少年問題協議会からの意見】

●【重点事業 46 ゆりかご・としま事業】

ゆりかご・としま事業の面接や検診は、本来であれば参加の割合が高いと思われる事業です。

乳幼児検診については法定健診なので全員を対象にしているので受診率も高いですが、面接を希望せず、社会的に孤立した中で妊娠したり、子育てに取り組んでいる方がかなりいると考えられます。

子育て家庭の孤立が以前よりも進んでいる状況が実態調査からもかなり如実に表れて出てきますので、妊娠期における特定妊婦の発見や、実際に出産した後に、要保護児童等を発見するためにも、ゆりかご面接・おめでとう面接の実施率を当初の目標からもっと高めてその達成に向けて取り組んでいく必要があります。

虐待防止の観点からもなるべく100%に近づけるぐらいの取組が必要です。

(2) 子育て家庭への支援

「子育て家庭への支援」は、3つの具体的な取組、21事業（うち重点事業は4事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和4年度における主管課評価は、評価A（目標以上の取組ができた）が13事業（61.9%）、評価B（ほぼ目標に資する取組ができた）が8事業（38.1%）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
子育て支援サービスの充実	《重点》東部・西部子ども家庭支援センター事業	子ども家庭支援センター※1	A
	《重点》地域区民ひろばにおける「子育てひろば」の運営・開設	地域区民ひろば課	B
	子どもショートステイ事業	子ども家庭支援センター※1	A
	ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	B
	子育て支援総合相談事業	子育て支援課	B
	子育てひろば事業補助	保育課	A
	マイほいくえん事業	保育課	A
	家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）助成事業【再掲】	子育て支援課	B
家庭教育支援	育児支援ヘルパー事業【再掲】	子ども家庭支援センター※1	A
	《重点》家庭教育推進事業	庶務課※2	B
	母親学級、パパママ準備教室	健康推進課／長崎健康相談所	A
	母乳教室事業	健康推進課／長崎健康相談所	A
	母親の子育て講座の開催	子ども家庭支援センター※1	A
	父親の子育て講座の開催	子ども家庭支援センター※1	A
	親の子育て力向上支援事業	子ども家庭支援センター※1	A
相談支援	保護者向け就学前教育に関する啓発	庶務課／教育施策推進担当※3	B
	《重点》東部・西部子ども家庭支援センター事業【再掲】	子ども家庭支援センター※1	A
	乳幼児健全育成相談事業	保育課	B
	子育て訪問相談事業【再掲】	子ども家庭支援センター※1	A
	子育て支援総合相談事業【再掲】	子育て支援課	B
	マイほいくえん事業【再掲】	保育課	A

※1 「子育て支援課」から担当課変更。

※2 「学習・スポーツ課」から担当課変更

※3 「保育課／学務課／指導課」から担当課変更

【重点事業の実施状況等】

令和４年度における重点事業（４事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
⑥8	東部・西部子ども家庭支援センター事業	親子で楽しく遊び過ごせる居場所を提供し、安心して子育てができるようにします。	育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子育て支援課	①センター来館者 ②センター新規登録世帯数	①41,456人 ②1,630世帯	①45,000人 ②2,000世帯

※担当課が子ども家庭支援センターに変更

実施状況			
令和４年度			令和５年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
①26,536人 ②1,189世帯	講座の人数をコロナ禍前に近づけ、利用しやすい事業を実施。SNSを活用し、利用者への子育て情報を随時発信した。	A	親子遊び広場をコロナ禍以前の状態に戻し、1日を通して安心して利用してもらう。引き続きフットワークバスの周知等をすすめ、センターの利用につなげる。

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
⑥9	地域区民ひろばにおける「子育てひろば」の運営・開設	地域における子育て世代の交流の場を提供します。	地域の乳幼児の遊びの場及び保護者の相互交流の場を小学校区単位に開設しています。また、保護者からの育児相談に応じ、必要な情報の提供を行うなど地域の子育てを支援しています。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	地域区民ひろば課	延べ利用者数	219,611人	222,500人

実施状況			
令和４年度			令和５年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
122,437人	コロナ禍において感染症対策を段階的に緩和し、安全面に配慮しながら事業実施回数や定員を増やして、令和３年度と比べ多くの子育て世代向けの事業を実施した。子ども家庭支援センターなど関係部署と連携して育児相談の回数も増やした。令和４年度の達成度で見ると主管課評価はCとなるが、利用人数が上昇傾向にあること・コロナウィルスの影響を考慮し、主管課評価をBとする。	B	引き続き、安全性を考慮し、地域の乳幼児の遊びの場及び保護者の相互交流の場を提供していく。また、子育て世代に向けた情報発信も行っていく。

【青少年問題協議会からの意見】

●【重点事業 69 地域区民ひろばにおける「子育てひろば」の運営・開設】

「子育てひろば」は、初めて子どもを産み育てる在宅育児家庭には、サービスを利用する機会としてとても重要な社会資源です。そのため子育て家庭を親身に見守り、気軽に様々な相談にも応じる子育てひろばは、重要な子育て支援の一つで、近年においては孤立しがちな家庭が増えていて、外国にルーツのある家庭も多いので、気軽に相談できるひろばの取組を促進してほしいです。

またひろばは、利用する保護者に着目しがちですが、その乳幼児にとっても遊びや交流の意義ある場所として、楽しく過ごせるような工夫も必要とされています。

保護者がどう子どもと向き合えばよいのかなど、困難を抱えている方も多くいると思いますので、乳幼児の子どもの声を聴く子育ての大切さを伝えていくなど、子育てひろばを有効的に活用した支援を、さらに展開してほしいです。

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
75 家庭教育推進事業	担当課 庶務課 学習・スポーツ課	家庭教育の重要性を啓発します。	以下の取組を通じ、子どもの発達段階に応じた学習機会の充実や情報提供を行います。 ①【家庭教育推進員】区立小学校PTA会長から推薦を受けた家庭教育推進員が1年間活動し、2月に学習発表会を開催します。 ②【家庭教育学級】キャリア教育や居場所としての家庭について学ぶ講座を開催します。 ③【家庭教育講座】区立小中学校PTA及び区立幼稚園職員と園児の保護者が企画運営する講座を支援します。	
		目標	現状値(令和元年度)	目標値(令和6年度)
		①【家庭教育推進員】参加者に事業開始前と終了後でアンケートをとり、「家庭教育に主体的に働きかけたい」と思う人の増加率	①18%上昇 ②280名 ③18校で講座実施	① 毎年度、18%上昇 ②300名 ③ 20校で講座実施 (1校でも多い講座実施を目指す。)
		②【家庭教育学級】延べ参加者数 ③【家庭教育講座】実施校数		

※担当課が庶務課のみに変更

実施状況

令和4年度			令和5年度以降の 取組の方向性
実績	取組内容	主管課評価	
①11%上昇 ②39名 ③9講座	①新型コロナウイルス感染症対策をしながら、対面講座を開催しました。学習発表会も対面で開催し、家族、学校、地域を巻き込み、学習成果を発表し、学習発表会には多くの来場がありました。 ②人数も絞って実施しました。アンコンシャスバイアスについて、子どもとかわる大人に対しての啓発事業を実施しました。 ③オンラインでの開催も含めて、家庭教育の重要性の啓発に努めました。	B	①対面で実施します。 ②子ども等を支える学習支援者に向けて、人権意識を高めるための研修を定期的に実施していきます。 ③引き続きオンライン開催なども検討しながら、講座実施を支援します。10講座開催を目標にします。

【青少年問題協議会からの意見】

●【重点事業 75 家庭教育推進事業】

豊島区の場合、かなり首都圏に位置する自治体なので、おそらく私立の小・中学校に入学させるために、受験のための塾通いをしている子どもの割合が比較的高い自治体ではないかということが予測されます。

そのことにより、いわゆる教育的な虐待、子どもの意に反して親が子どもに勉強を強要したり、あるいは学校以外で1日のうち4・5時間勉強をしていて、まったく遊ぶ時間がない、居場所に通う時間が

ない等、そのような過度の競争的な環境に巻き込まれて、ストレスを募らせている子どもが多数いるのではないかと思います。

やはり子どもの権利というものを学習する機会として、この家庭教育講座や家庭に対する研修、講演会等によってぜひ、幼児期・学童期あるいは思春期の子どもたちに親としてどう向き合っていくべきか、大人に対しても子どもの権利や条例についての考え方を学ぶ・知る機会をつくるべきです。

おそらく家庭教育というのは保守的なところから出された事業目標だと思いますが、せっかくそのような教育が行われているのであれば、そこに子どもの権利の視点を組み込んで広げていくことも一つの手段です。

子どもを養育している保護者、場合によっては塾講師などの教える仕事をしている指導者にもそういう機会をつくっていくべきです。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容		
⑥8 東部・西部子ども家庭支援センター事業【再掲】	子どもと家庭に関するあらゆる悩みに総合的に対応し、育児不安や子育ての悩みの軽減を図ります。	育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。		
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	
担当課	子育て支援課	相談件数	11,996件	13,000件

※担当課が子ども家庭支援センターに変更

実施状況

令和4年度			令和5年度以降の 取組の方向性
実績	取組内容	主管課評価	
13,352 件	18 歳までの相談に対応し、必要に応じて他機関の紹介をした。コロナ禍の状況が落ち着き、来館での対応が増加した。	A	気軽に相談できる環境設定をし、親同士も仲間づくりができるよう講座やイベントの案内をし、支援する。

目標Ⅲ

子ども・若者に関わる施設において、充実した環境を整備する

【概要】

目標Ⅲでは、区民のニーズを的確に捉えながら幼児教育・保育の量的・質的充実を図るとともに、幼稚園、保育園及び小学校の連携を促進しています。子どもに関わる施設においては、子どもの権利保障の取組を推進し、子どもの主体性を尊重した環境を整備します。また、子ども・若者への支援のみならず、子ども・若者支援に関わる方への支援を推進します。

【計画の進捗を測る主な指標】

指標名	現状（平成30年度）	目指す方向性（令和6年度）
保育所待機児童数	16人（平成31年4月）	待機児童ゼロを達成・維持
保育施設や幼稚園での保育・教育が充実していると思う保護者の割合	●就学前児童保護者 52.7%	↑
学校で自分の意見を「言えていない」と回答した子どもの割合	●小学生 11.8% ●中学生 11.3%	↓
職場や地域で子どもの権利について学ぶ機会がないと答えた割合	●区施設職員 36.4% ●地域団体等 67.9%	↓



< IKEBUS から手を振る子どもたち >

取組の方向性	○主な計画事業（●重点事業）
(1) 幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実	●私立保育所施設整備助成 ○通常保育事業 ○区立保育園の民営化 ○家庭的保育事業 ○小規模保育事業 ○事業所内保育事業 ○居宅訪問型保育事業 ○延長保育事業 ○一時保育事業 ○病児・病後児保育事業 ○学童クラブ事業 ○認定こども園の整備検討 ○区立幼稚園預かり保育の実施 ○私立幼稚園一時預かり事業の推進 ●子ども研修 ○区内保育施設イケア活用事業 ○保育の質ガイドライン関係事業 ○保幼小連携推進プログラムの作成 ○保幼小連絡会（仮称）の設置
(2) 子どもの主体性を尊重した学校環境の整備	●学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保 ●子どもの主体的活動への支援の推進 ○小中高等学校へのアーティスト派遣プログラム ○次世代文化の担い手育成事業
(3) 子ども・若者支援に関わる人への支援	●「子どもの権利」に関する研修・講座の実施 ○保育の質向上のための研修委託事業 ●教員の働き方改革推進事業 ○外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実

【事業区分別主管課評価の状況（目標Ⅲ）】

	A	B	C	D	計
重点事業	3	2	1	0	6
計画事業	33	10	0	1	44
全事業	36 (72.0%)	12 (24.0%)	1 (2.0%)	1 (2.0%)	50 (100%)

※ 再掲事業を含む。

※ 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100にならない場合がある。

目標Ⅲは重点事業・計画事業あわせて50事業（廃止された事業を除く）で構成されていますが、A及びBで96.0%を占めており、事業の多くがほぼ目標に資する取組ができたという評価となっています。令和3年度の状況（A及びBが96.1%）と同様に高い数値であるので、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていた事業も少なからずあるが、今後はさらにAまたはBの評価に好転するのではないかと考えられます。

㊦「取組の方向性」ごとの実施状況や重点事業の実績等については、次ページ以降に記載。

(1) 幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実

「幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実」は、3つの具体的な取組、36事業（うち重点事業は2事業、廃止事業は含まず）で構成されています。

それぞれの事業の令和4年度における主管課評価は、評価A（目標以上の取組ができた）が27事業（75.0%）、評価B（ほぼ目標に資する取組ができた）が9事業（25.0%）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実	《重点》私立保育所施設整備助成	保育課	A
	通常保育事業	保育課	A
	区立保育園の民営化	保育課	A
	家庭的保育事業	保育課	A
	小規模保育事業	保育課	A
	事業所内保育事業	保育課	廃止
	居宅訪問型保育事業	保育課	A
	臨時保育事業	保育課	A
	認証保育所運営費等補助事業	保育課	A
	延長保育事業	保育課	A
	一時保育事業	子ども家庭支援センター／保育課 ※3	A
	病児・病後児保育事業	保育課	A
	小学生の病児保育助成事業	子育て支援課	B
	訪問型病児保育補助事業	保育課	A
	休日保育事業	保育課	A
	短期特例保育	保育課	B
	認証保育所保育料負担軽減補助事業	保育課	A
	保育コンシェルジュの配置	保育課	A
	学童クラブ事業	放課後対策課	A
	認定こども園の整備検討	保育課／庶務課 ※1	A
	区立幼稚園預かり保育の実施	庶務課 ※2	A
	私立幼稚園一時預かり事業の推進	保育課	B
	私立幼稚園等園児保護者援助事業(入園時補助を含む)	保育課	A

※1 「保育課／学務課」から担当課変更

※2 「学務課」から担当課変更

※3 「子育て支援課／保育課」から担当課変更

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課 評価
幼児教育・保育の質の 向上	《重点》子ども研修	子ども若者課	B
	保育の質向上事業【再掲】	保育課	B
	区内保育施設イケア活用事業	保育課	A
	保育指導事業	保育課	A
	保育の質ガイドライン関係事業	保育課	A
	保育の質向上のための研修委託事業	保育課	A
	私立幼稚園教育環境整備事業	保育課	A
	区立幼稚園児幼児期道徳性育成事業	指導課	A
	保育施設間の連携協力事業	保育課	B
	地域型保育施設への連携協力事業	保育課	B
	保育施設の園外活動支援	保育課	B
	保育施設の運営充実助成	保育課	A
幼稚園・保育所と小学 校の連携	保幼小連携推進プログラムの作成	保育課／庶務課／ 指導課 ※4	B
	保幼小連絡会（仮称）の設置	庶務課 ※5	A

※4「保育課／学務課／指導課」から担当課変更

※5「学務課」から担当課変更

【重点事業の実施状況等】

令和４年度における重点事業（２事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
(83)	私立保育所施設整備助成	待機児童ゼロを達成し、維持します。	老朽化した私立保育所の施設改修等に補助金を交付します。また、多数の待機児童の発生が見込まれる地域における認可保育所の設置への助成も行います。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	保育課	私立保育園の受入定員	4,629人	6,852人

目標値（令和6年度）の見直し	
見直し後の目標値	見直しの理由
6,192 人	令和3年4月から令和5年4月開設までを毎年6園整備としていたが、整備計画を見直し、それぞれ、2園、3園、2園と見直したことによる受入定員数の減。

実施状況		
令和4年度		
実績	取組内容	主管課評価
5,211 人	当初、2園の新規開設を計画していたが、地域における保育需要を慎重に検討し、私立認可保育所を1園の新規開設に変更した。結果、待機児童ゼロを維持した。	A

令和5年度以降の	
取組の方向性	
乳幼児人口が減少傾向となる中で、保育需要は満たされつつある一方、既存施設における空き定員や小規模保育事業における閉園が課題となっており、令和5年度、6年度については、新規開設を行わないものと決定した。地域における保育需要を慎重に見極めながら、今後の保育施設の整備について検討していく。	

重点事業

事業名	事業目標	事業内容		
(106) 子ども研修	保育の質の担保、質の向上を図り、安心安全なサービス提供を実現します。	子ども福祉に携わる職員を対象に、質の高い福祉サービスを展開するために、保育や学童指導等の専門的な知識や技術を身につけ、実践力を高めるための幅広い研修を実施します。		
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	
担当課	子ども若者課	延べ受講者数	1,678人	1,800人

実施状況

令和4年度			令和5年度以降の 取組の方向性
実績	取組内容	主管課評価	
1,236人	34 講座 延受講者数 1,236 人参加した。(この他、普通救命講習 8 回 144 名実施。) 引き続きコロナ感染症対策は実施しつつも可能な限りグループワークなどを実施した。	B	コロナ感染症の規制緩和に伴い、参加人数制限の解除や参加者数に見合った広い会場の確保に努める。 研修の内容も座学中心であったが、可能な限りグループワークなども取り入れ参加者間での交流も取れるようにしていく。

【青少年問題協議会からの意見】

●【重点事業 106 子ども研修】

これは特に乳幼児教育とか保育の部分の研修ですが、保育の質向上に向けて、研修の内容の充実に力を入れてほしいです。 昨年施行されたこども基本法のこども理念にも、事業者による子どもの権利の具体化について規定されましたので、保育の場においても、子どもの権利の具体化に向けた実践的な学習や研修の機会も設けてほしいです。

保育園や幼稚園は、子どもに関わる専門職が多くいる場なので影響力がとても大きいです。その研修の場でも子どもの権利について学ぶ機会を設けてほしいです。

（２）子どもの主体性を尊重した学校環境の整備

「子どもの主体性を尊重した学校環境の整備」は、３つの具体的な取組、８事業（うち重点事業は２事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和４年度における主管課評価は、評価Ａ（目標以上の取組ができた）が６事業（７５．０％）、評価Ｂ（ほぼ目標に資する取組ができた）が１事業（１２．５％）、評価Ｄ（未実施）が１事業（１２．５％）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
子どもの権利に関する学びの支援	《重点》学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保【再掲】	子ども若者課／指導課	A
	人権課題に対する教育の充実	指導課	A
	道徳教育の充実	指導課	A
意見表明と参加の促進	《重点》子どもの主体的活動への支援の推進	指導課	A
学校における体験機会の提供	小中高等学校へのアーティスト派遣プログラム	文化デザイン課	D
	伝統・文化の継承	指導課	A
	次世代文化の担い手育成事業	指導課	B
	オリンピック・パラリンピック教育の推進	指導課	A

【重点事業の実施状況等】

令和４年度における重点事業（２事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業				
事業名	事業目標	事業内容		
新規 ④ 学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保【再掲】	学校での子どもの権利の学習機会を確保します。	「子どもの権利に関する条例」について、学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。		
	目標	現状値(令和元年度)	目標値(令和6年度)	
担当課	子ども若者課 指導課	実施校数	実施に向けて検討中	毎年度小学校2校、中学校1校で、継続実施
実施状況				
令和４年度			令和５年度以降の	
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性	
5校	子ども若者課 子どもの権利に関する学習プログラムとして、希望のあった５校にて子どもの権利擁護委員出張講座を実施した。 指導課 子どもの権利擁護委員の出張講座を小学校において実施した。	A	子ども若者課 実施を希望する学校が増加してきていることから、希望校だけでなく、計画的な実施できるよう、教育委員会と連携してプログラムのあり方を検討する。 指導課 教員研修においてCAPプログラムの研修を実施する。	

重点事業

事業名	事業目標	事業内容		
(121) 子どもの主体的活動への支援の推進	子どもが自らの意見を発信し、主体的な活動することを目指します。	学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等、子どもの主体的な活動を支援し、子どもの意見等が学校運営に反映されるよう支援します。		
	目標	現状値(令和元年度)	目標値(令和6年度)	
担当課	指導課	活動の周知、充実	各学校で子どもの主体的な活動に取り組んでいる。	各学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等における子どもの意見を反映した好事例を周知し、充実させる。

実施状況

令和4年度			令和5年度以降の 取組の方向性
実績	取組内容	主管課評価	
ISS の取組一区内小中学校 10 校 人権尊重教育推進校発表 — 小学校 1 校 小中学校における生活に関するきまりの見直し	ISS 活動における安心安全な学校づくりに向けた児童生徒の自主的な取組を行った。 人権尊重教育推進校において、相互理解の取組を行った。 全小中学校で生活のきまりを自主的に見直した。	A	今後も年 1 回以上、学校のきまり（校則）について、児童・生徒・保護者の意見を基に見直す取組を推進する。

【青少年問題協議会からの意見】

●【重点事業 4 学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保【再掲】】

子どもの権利のパンフレットや啓発はとても大事です。さらに学校において子どもの権利教育が実際に行われていることは、とても画期的なことです。

権利擁護委員が学校での学習への係わりを深めていっていただきたいところですが、限られた出勤回数では対応が難しくなっていくと考えられます。

予算を拡充して日数を充実させる必要があります。

子どもの権利相談室の充実を踏まえてさらにケースをふやしてほしいです。

●【重点事業 121 子どもの主体的活動への支援の推進】

子どもの主体的活動への支援の推進ということで、まさにこども基本法ができ生徒指導提要の改訂をしながら、子どもが自らの意見を発信するだけでなく、それを尊重し反映していく、そしてそのなかで学校の決まりや校則について、見直していくということがとても注目されております。

人権尊重教育推進校という取組は、令和4年度で終わってはいますが、ISS校として指定された学校が継続してやっていくことで活動が積極的に進み、さらには校則という関係で見直しされていくこと

が、全校に広がることを望みます。より子どもたちが自らの意見を発信し、主体的な活動をするにつな갑니다。

（３）子ども・若者支援に関わる人への支援

「子ども・若者支援に関わる人への支援」は、２つの具体的な取組、６事業（うち重点事業は２事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和４年度における主管課評価は、評価Ａ（目標以上の取組ができた）が３事業（５０．０％）、評価Ｂ（ほぼ目標に資する取組ができた）が２事業（３３．３％）、評価Ｃ（目標に資する取組が想定を下回った）が１事業（１６．７％）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
子ども・若者支援に関わる人への支援	《重点》「子どもの権利」に関する研修・講座の実施【再掲】	子ども若者課／指導課	C
	子ども研修【再掲】	子ども若者課	B
	保育の質向上のための研修委託事業	保育課	A
子ども・若者支援に関わる人のための環境整備	《重点》教員の働き方改革推進事業	指導課	B
	外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実	学務課	A
	スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】	教育センター	A

【重点事業の実施状況等】

令和４年度における重点事業（２事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
③「子どもの権利」に関する研修・講座の実施【再掲】		子どもに関わる施設や地域で子どもに関わるおとなが子どもの権利を学ぶ機会を確保します。	学校教諭や保育士等、子ども施設の職員に対して、子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する出前講座や講演会を実施します。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課 指導課	①職員研修実施回数 ②出前講座実施回数 ③講演会実施回数	①2回 ②3回 ③1回	①5回 ②10回 ③2回

実施状況			
令和４年度			令和５年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
①8回(うち指導課5回) ②2回 ③0回	子ども若者課 保育士、子どもに関わる施設職員に対する子ども研修において、子どもの権利に関する研修を実施するとともに、全職員を対象としたe-ラーニング「子どもの権利」を実施し、22%の職員が受講した。また、ファミリーサポートセンター援助会員を対象に出張講座を実施した。 指導課 人権教育に関する研究開発指定校において、各教科における「豊島区子どもの権利条例」に関する学習を実施し指導する教員の人権意識を高めた。	C	子ども若者課 引き続き、職員に向けた研修を実施していくとともに、研修・講座の実施について、状況を勘案しながら策定時の水準に戻し、令和６年度の目標値を目指す。 指導課 全小・中学校の教育課程に「豊島区子どもの権利条例」についての学習を位置付ける。教員研修は継続して実施する。

【青少年問題協議会からの意見】

●【重点事業３「子どもの権利」に関する研修・講座の実施【再掲】】

「子どもの権利」に関する研修・講座の実施について職員研修・出前講座・講演会の実施ということで、コロナも影響していたのかもしれませんが、いずれの研修実施回数に関して目標値に十分届いていないという状況が見受けられます。他自治体などでは学校や保育施設における不適切な養育問題も結構多く生じていますので、「子どもの権利」に関する研修や講座を、優先的に実施していただきたいと願います。令和５年度以降の取組についても、全小中学校の教育課程に、条例の学習を位置づけるということでぜひ推進していただきたいです。そして成果のあった取組内容については、フィードバックしていただくとともに全国に発信してほしいです。

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
126 教員の働き方改革推進事業		学校の教員が働きやすい環境を整備し、教員の負担軽減を図ります。	[豊島区学校における働き方改革推進プラン]に基づく以下の取組を推進します。 ①【区立学校法律相談事業】 学校で起こるいじめや保護者とのトラブル等について法的アドバイスを受けることや、管理職とともに保護者等と対面相談をするために弁護士を学校に派遣します。 ②【スクール・サポート・スタッフ配置事業】 スクール・サポート・スタッフとして臨時職員を雇用し、教員の補助業務を行います。また、区独自で交通費を支給し、適切な人員確保に努めます。 ③【部活動における指導員・外部指導員の活用促進】 地域の大学やスポーツ団体等と連携し、部活動における指導員制度の導入・外部指導員のさらなる活用促進を図っていきます。	
			目標	現状値(平成30年度)
担当課	指導課	①区立学校法律相談事業 ②スクール・サポート・スタッフ配置事業 ③部活動における指導員・外部指導員の活用促進	①事業の導入を検討 ②区立小中学校16校に配置 ③部活動指導員の導入を検討	①豊島区教育委員会専属のスクールロイヤーを配置、校園長を対象にした研修を年1回以上実施 ②全区立小中学校30校に配置 ③全区立中学校8校に配置

実施状況

令和4年度			令和5年度以降の 取組の方向性
実績	取組内容	主管課評価	
①研修2回、相談41日 ②30校 ③2校	①学校問題に明るい弁護士を活用し、トラブルへのアドバイス、面談同席、教員研修を実施した。 ②全小・中学校にスクール・サポート・スタッフを配置した。 ③部活動指導員を採用し、区内中学校2校に配置した。	B	①②③を今後も活用、推進する。

【青少年問題協議会からの意見】

●【重点事業 126 教員の働き方改革推進事業】

事業目標としては、教員が働きやすい環境を整備し、教員の負担軽減を図るということで、事業内容の部活動における指導員・外部指導員の活用促進とあります。活用する外部コーチ等への「子どもの権利」への理解が進んでおらず、子どもに対しての暴言があるということもよく聞くので、このような部活動における指導者に対しての、「子どもの権利」の研修も検討していただきたいです。

目標Ⅳ

若者の自立と社会参加を支援する

【概要】

目標Ⅳでは、若者に対して、個々の状況に応じて支援を行うことで、日常生活での自立、経済的自立、社会的自立を促進するとともに、若者が社会の一員として能動的に社会参加できるよう、若者の居場所・活動の場の充実や社会参加の推進に取り組んでいます。また、支援が必要な若者について、40歳以降も支援が途切れることがないように、福祉部門と連携して継続的な支援に取り組んでいます。

【計画の進捗を測る主な指標】

指標名	現状（平成30年度）	目指す方向性（令和6年度）
自分のことが「好き」と回答した若者の割合（好き+だいたい好き）	66.5%	↑
地域活動に参加していると回答した若者の割合	6%	↑



<若者食堂（ジャンプ東池袋）>

取組の方向性	○主な計画事業（●重点事業）
(1)若者の自立支援	○中高生センタージャンプにおける子ども・若者の生活力向上のための取組 ○若者向け（40歳未満）健診事業 ○自殺・うつ病の予防対策 ○青少年自殺予防対策事業 ○DV・デートDV防止のための周知啓発事業 ●就労準備・社会参加支援事業（困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラム） ○子ども・若者支援事業 ○インターンシップの受入 ○自立相談支援事業（くらし・しごと相談支援センター）
(2)若者の参加支援	●中高生センタージャンプの若者支援 ○としまコミュニティ大学 ○としまscope ○としまぐらし会議プロジェクト ○選挙普及啓発事業 ○地域防災力向上事業

【事業区分別主管課評価の状況（目標Ⅳ）】

	A	B	C	D	計
重点事業	1	1	0	0	2
計画事業	8	15	1	1	25
全事業	9 (33.3%)	16 (59.3%)	1 (3.7%)	1 (3.7%)	27 (100%)

※ 再掲事業を含む。

※ 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100にならない場合がある。

目標Ⅳは重点事業・計画事業あわせて27事業で構成されていますが、A及びBの割合は92.6%であり、ほぼ目標に資する取組ができた事業はおよそ9割になっています。令和3年度の状況（77.8%）と比べるとかなり改善はしているものの、Aの評価については減っています。参加型の事業が多く対面での参加が難しくなったためコロナ禍による影響を最も大きく受けた目標と言えます。

㊦「取組の方向性」ごとの実施状況や重点事業の実績等については、次ページ以降に記載。

(1) 若者の自立支援

「若者の自立支援」は、2つの具体的な取組、18事業（うち重点事業は1事業、終了事業は除く）で構成されています。

それぞれの事業の令和4年度における主管課評価は、評価A（目標以上の取組ができた）が5事業（27.8%）、評価B（ほぼ目標に資する取組ができた）が13事業（72.2%）、1事業が令和2年度で終了となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
日常生活への支援	中高生センタージャンプにおける子ども・若者の生活力向上のための取組	子ども若者課	A
	鬼子母神 plus	地域保健課／健康推進課	B
	若年者向け（40歳未満）健診事業	健康推進課	B
	AIDS 知ろう館	保健予防課※	B
	エイズ予防教育	健康推進課	B
	子宮頸がん検診	地域保健課	B
	自殺・うつ病の予防対策	保健予防課※	B
	青少年自殺予防対策事業	子ども若者課	B
	子ども・若者への消費者教育推進事業	生活産業課	A
	DV・デートDV防止のための周知啓発事業	男女平等推進センター	A
経済的自立への支援	《重点》就労準備・社会参加支援事業（困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラム）	福祉総務課	A
	若者自立支援事業	子ども若者課	終了
	子ども・若者支援事業	生活福祉課／西部生活福祉課	B
	就業支援事業	生活産業課	B
	インターンシップの受入	人事課	B
	自立相談支援事業（くらし・しごと相談支援センター）	福祉総務課	B
	就労準備・社会参加支援事業	福祉総務課	B
	就労支援専門員支援事業	生活福祉課／西部生活福祉課	A
	就労意欲喚起事業	生活福祉課／西部生活福祉課	B

※「健康推進課」から担当課変更

【重点事業の実施状況等】

令和４年度における重点事業（１事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業				
事業名	事業目標	事業内容		
(138) 就労準備・社会参加支援事業（困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラム）	若者の自分の将来を能動的に考えることができる環境作りを図るとともに、進路を“就職”とした者に対し、正規職の決定を促進します。	定時制・通信制高校在籍者、高校中退者、若年無業者に対する将来の進路に対する助言、就労支援、就職活動技術支援、居場所づくり等を行います。		
	目標	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）	
担当課	福祉総務課	参加者数	73人	100人
実施状況				
令和４年度			令和５年度以降の	
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性	
160 人	今年度の３年生は入学式もオンラインであり学校への帰属意識が薄く、担任でもアプローチが困難になっている生徒が多いため支援が難しい状況を見込んでいた。しかし、年度の途中からスクーリングも再開され、比較的スムーズに進路選択が進んだ。そのため、３年生への直接的な支援よりも、１年生、２年生に向けた予備的なキャリア教育面での支援を中心に実施した。	A	引き続き感染状況を考慮しながら、対面、リモートの適切な選択を行う。また支援を必要とする層に向け適切な支援が行えるよう事業を展開する。	

（２）若者の参加支援

「若者の参加支援」は、２つの具体的な取組、９事業（うち重点事業は１事業、令和３年度に統合された事業を含まず）で構成されています。

それぞれの事業の令和４年度における主管課評価は、評価Ａ（目標以上の取組ができた）が４事業（44.4％）、評価Ｂ（ほぼ目標に資する取組ができた）が３事業（33.3％）、評価Ｃ（目標に資する取組が想定を下回った）が１事業（11.1％）、評価Ｄ（未実施）が１事業（11.1％）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
居場所・活動の場の充実	《重点》中高生センタージャンプの若者支援	子ども若者課	B
	若者学びあい事業※2	学習・スポーツ課	B
	としまコミュニティ大学	学習・スポーツ課	A
	区立図書館における YA 向けの取組	図書館課	A
	「わたしらしく暮らせるまち。」推進事業 ※	SDGs 未来都市推進課 ※1	統合
	就労準備・社会参加支援事業（困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラム）【再掲】	福祉総務課	C

社会参加の推進	としまぐらし会議プロジェクト	SDGs 未来都市推進課 ※1	D
	選挙普及啓発事業	選挙管理委員会事務局	A
	地域防災力向上事業	防災危機管理課	A
	若者学びあい事業【再掲】	学習・スポーツ課	B

※ 「としま scope」から事業名変更。その後、としまぐらし会議プロジェクトに統合。

※1 「わたしらしく暮らせるまち。」推進室から担当課変更。

※2 若者支援事業から事業名が変更。

【重点事業の実施状況等】

令和４年度における重点事業（１事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
①47	中高生センタージャンプの若者支援	18歳以上の困難を有する若者を支援します。	中高生センターにおいて、高校を卒業したOB・OG世代への進路の変更や転職・就職に関する相談や、若者の社会貢献活動への支援を実施します。また、中高生の利用者が少ない時間帯に施設の一部に若者の居場所をつくります。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	①登録者数 ②延べ利用者数 ③相談件数	①82人 ②1,095人 ③100件	①100人 ②1,200人 ③120件
目標値（令和6年度）見直し				
見直し後の目標値		見直しの理由		
①70人 ②1000人 ③200件		ジャンプ東池袋大規模改修(R4年9月～R6年1月)が実施され仮施設で規模を縮小して運営するため、①②は下方修正。一方、相談実績の増加に伴い、③は上方修正。		
実施状況				
令和4年度			令和5年度以降の	
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性	
①55人 ②598人 ③121件	サポートを必要とする若者に継続して関わることで効果的な支援となりました。必要に応じ、他専門機関と連携しサポートとなった方もいます。	B	引き続き卒業生にとって相談しやすい関係を生かし、相談機関との橋渡し役としての役割を果たしていきます。	

【青少年問題協議会からの意見】

●【重点事業 147 中高生センタージャンプの若者支援】

中高生から若者への切れ目のない支援という重要な事業です。中高生センタージャンプにおける若者支援に関しては、子ども期から若者期への切れ目のない支援を実施するもので、困難を抱えた子どもに寄り添う支援や若者のニーズの把握や情報提供、若者の社会参加や若者の居場所を確保するという意味もあります。高校を卒業した若者世代への居場所作りというのも必要だと思います。

そのほかに中高生や年齢の近い若者がイベントなどに参加し、ジャンプに対して意見を述べたり、反映させることによってジャンプの質向上にもつながるという、多様な意義がありますのでより中高生センタージャンプにおける若者支援を促進してほしいです。



それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する

【概要】

目標 V では、虐待被害、いじめ被害、不登校・ひきこもり、生活困窮、ひとり親、障害、外国ルーツ、多様な性自認・性的指向など、様々な背景を抱えた子ども・若者やその家族に対して、学校、地域、関係機関と連携し、個々の状況に応じた支援を展開しています。また、子ども・若者の多岐に渡る悩みや不安に対応するため、相談体制の充実を図るとともに、相談制度や支援に関する情報発信に取り組んでいます。

【計画の進捗を測る主な指標】

指標名	現状（平成30年度）	目指す方向性（令和6年度）
学校に行きたくないことがよくあると感じている子どもの割合	●小学生 8.6% ●中学生 9.9%	↓
過去1年間で食料が買えなかった経験があったと回答した子どもの割合	●小学5年生 7.0% ●中学2年生 10.8% ●16～17歳 10.7%（平成28年度）	↓
困ったり悩んだりした時に相談窓口を「利用したくない」と回答した子どもの割合	●小学生 47.7% ●中学生 62.0%	↓



<児童相談所の完成イメージ図>

取組の方向性	○主な計画事業（●重点事業）
(1) 状況に応じた支援	●子ども虐待防止ネットワーク事業 ○児童相談所の設置・運営 ●社会的養育基盤構築事業 ●子ども若者総合相談事業（アシスとしま） ○スクールカウンセラー事業 ○スクールソーシャルワーカー活用事業 ●生活困窮者自立相談支援事業（子どもの学習・生活支援事業） ●子ども・若者支援事業 ●ひとり親家庭支援センター事業 ○養育費に関する取り決め促進事業 ●発達支援相談事業 ○発達障害者相談窓口 ●多文化共生推進事業 ○パンフレット・ホームページ等の外国語版の作成 ○更生保護サポートセンターの運営支援 ○多様な性自認・性的指向の人々への理解促進 ○自殺・うつ病の予防対策 ○DV・デートDV防止のための周知啓発事業
(2) 相談体制の充実と情報発信	●子ども若者総合相談事業（アシスとしま） ○福祉包括化推進会議の設置 ○子ども・若者及びその家族への支援情報の提供 ○子ども・若者支援者への情報提供

【事業区分別主管課評価の状況（目標 V）】

	A	B	C	D	計
重点事業	2	7	0	0	9
計画事業	39	45	3	1	88
全事業	41 (42.3%)	52 (53.6%)	3 (3.1%)	1 (1.0%)	97 (100%)

※ 再掲事業を含む。

※ 計画策定後、終了となった 1 事業（再掲含め 2 事業分）を除く。（計画事業）

※ 構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても 100 にならない場合がある。

目標 V は重点事業・計画事業あわせて 97 事業で構成されていますが、A 及び B で 95.9% を占めており、事業の多くがほぼ目標に資する取組ができたという評価となっています。令和 3 年度の状況（A 及び B が 93.9%）と比べても少し高い数値になっており、コロナ禍の中でも、着実に成果をあげることができた事業になっています。

㊦「取組の方向性」ごとの実施状況や重点事業の実績等については、次ページ以降に記載。

(1) 状況に応じた支援

「状況に応じた支援」は、9つの具体的な取組、70 事業（うち重点事業は8 事業・終了事業は含まず）で構成されています。

それぞれの事業の令和 4 年度における主管課評価は、評価 A（目標以上の取組ができた）が 27 事業（38.6%）、評価 B（ほぼ目標に資する取組ができた）が 39 事業（55.7%）、評価 C（目標に資する取組が想定を下回った）が 3 事業（4.3%）、評価 D（未実施）が 1 事業（1.4%）、事業終了が 1 事業となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課 評価
虐待を受けた子どもへの支援	《重点》子ども虐待防止ネットワーク事業【再掲】	子ども家庭支援センター ※1	A
	母子生活支援施設	子育て支援課	B
	子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】	子ども家庭支援センター ※1	A
	児童相談所の設置・運営【再掲】	児童相談課※1	A
	子ども家庭女性相談事業【再掲】	子育て支援課	B
社会的養育の推進	《重点》社会的養育基盤構築事業	児童相談課※1	B
いじめを受けたこども、不登校、ひきこもりへの支援	《重点》子ども若者総合相談事業（アシスとしま）【再掲】	子ども若者課	B
	柚子の木教室（適応指導教室）	教育センター	B
	教育相談	教育センター	B
	スクールカウンセラー事業【再掲】	指導課／教育センター	A
	スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】	教育センター	C
	「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置【再掲】	子ども若者課	A
	子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】	子ども家庭支援センター ※1	A
生活困窮家庭への支援	《重点》生活困窮者自立相談支援事業（子どもの学習・生活支援事業）	福祉総務課	B
	《重点》子ども・若者支援事業【再掲】	生活福祉課／西部生活福祉課	B
	家計改善支援事業	福祉総務課	B
	学力向上・進学支援プログラム	生活福祉課／西部生活福祉課	B
	被保護者自立促進事業	生活福祉課／西部生活福祉課	B
	奨学基金援護事業	生活福祉課	A
	就学援助費支給	学務課	B
	受験生チャレンジ支援貸付事業	福祉総務課	B
	住居確保給付金	福祉総務課	B
	フードドライブの実施	ごみ減量推進課	A
	コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援【再掲】	福祉総務課	B
	就労支援専門員支援事業【再掲】	生活福祉課／西部生活福祉課	A
	就労意欲喚起事業【再掲】	生活福祉課／西部生活福祉課	B

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課 評価
ひとり親家庭への支援	《重点》ひとり親家庭支援センター事業	子育て支援課	B
	養育費に関する取り決め促進事業	子育て支援課	B
	母子及び父子福祉資金	子育て支援課	C
	母子家庭等自立支援給付事業	子育て支援課	B
	ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業	子育て支援課	B
	福祉住宅	福祉総務課 ※	B
	ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業【再掲】	子育て支援課	A
	母子一体型ショートケア事業（ひとり親家庭支援事業）【再掲】	子育て支援課	B
	母子生活支援施設【再掲】	子育て支援課	B
障害のある子ども・若者への支援	《重点》発達支援相談事業	子ども家庭支援センター ※1	B
	重度障害者の大学等修学支援事業	障害福祉課	C
	発達支援センター（仮称）の設置検討	教育部／保健福祉部／子ども家庭部	D
	発達障害者相談窓口	障害福祉課	A
	区立幼稚園幼児教育相談	教育センター	終了
	固定学級や通級指導学級と通常学級の交流、共同学習の充実	指導課	A
	巡回子育て発達相談事業	子ども家庭支援センター ※1	A
	発達障害者心理相談補助事業	障害福祉課	B
	障害児保育事業	保育課	A
	学童クラブでの障害児受入	放課後対策課	A
	障害児通所支援事業	障害福祉課	B
	障害者（児）日中一時支援事業	障害福祉課	B
	発達障害者支援ネットワーク会議	障害福祉課	A
	障害者サポート講座	障害福祉課	A
	障害者文化活動推進事業	障害福祉課	A
	余暇活動支援（ほっと・サロン事業）	障害福祉課	A
	就労促進支援事業	障害福祉課	A
	日曜教室（つばさ CLUB）	学習・スポーツ課	B
	チャレンジ雇用	人事課 障害福祉課	A
	マルチメディアデイジーの充実	図書館課	A
外国にルーツを持つ子ども・若者への支援	《重点》多文化共生推進事業	企画課	B
	日本語指導教室	教育センター	B
	日本語初期指導事業	教育センター	A
	外国籍の子どもへの学習支援	指導課	A
	パンフレット・ホームページ等の外国語版の作成	文化観光課／広報課／学務課 土木管理課	B
	外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実【再掲】	学務課	A

※ 「住宅課」から担当課変更。

※1 「子育て支援課」から担当課変更。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課 評価
非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援	保護観察対象少年に対する就労支援事業	子ども若者課	B
	社会を明るくする運動	子ども若者課	B
	更生保護サポートセンターの運営支援	子ども若者課	B
その他配慮が必要な子ども・若者（DV、多様な性自認・性的指向の人々、自殺予防など）への支援	女性の専門相談	男女平等推進センター	B
	緊急一時保護	子育て支援課	B
	多様な性自認・性的指向の人々への理解促進	男女平等推進センター	A
	区立小学校・幼稚園における医療的ケア児に対する教育の充実	学務課	B
	自殺・うつ病の予防対策【再掲】	保健予防課※2	B
	青少年自殺予防対策事業【再掲】	子ども若者課	B
	DV・デートDV 防止のための周知啓発事業【再掲】	男女平等推進センター	A

※2「健康推進課」から担当課変更。

【重点事業の実施状況等】

令和４年度における重点事業（８事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
②9	子ども虐待防止ネットワーク事業【再掲】	児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。	
		目標	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
担当課	子育て支援課	児童虐待等要支援家庭の改善率	52.8%	55.0%

※担当課が子ども家庭支援センターに変更

目標値（令和６年度）見直し	
見直し後の目標値	見直しの理由
—	区児童相談所が虐待対応の主軸となるため。子ども家庭支援センター対応の虐待の改善率は減少すると思われるため、児童相談所との協議を要する。

実施状況			
令和４年度			令和５年度以降の 取組の方向性
実績	取組内容	主管課評価	
47.1%	三機関（児童相談所、保健所〈池袋保健所、長崎健康相談所〉、子ども家庭支援センター）の連携強化のため定期的な会議を実施した。	A	児童相談所が開設し、子ども家庭支援センターとの両輪になっての児童虐待対応になる。間口が広がり、虐待対応の幅が広がる見込み。児童相談所が虐待対応の主軸のため、今後検討する。

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
①56	社会的養育基盤構築事業	社会的養育が必要な児童に対する支援の基盤構築を目指します。	里親支援担当職員の育成、社会的養育の制度についての普及・啓発や里親やショートステイ協力家庭候補者育成等を行うとともに、児童養護施設等の誘致を検討します。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子育て支援課	①里親普及啓発に関する講演、イベントの開催数 ②里親登録数	①3回 ②14家庭	①8回 ②22家庭

実施状況

令和4年度			令和5年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
①3回 ②19家庭	養育体験発表会のほか、里親個別相談会を2回実施し、制度の普及と里親家庭の登録促進を行いました。 養育家庭の新たな登録があったものの、休止家庭も生じたため目標値までは至りませんでした。	B	区民ひろばを利用した里親出張相談会や、ミニ養育体験発表会の開催など制度普及と登録促進イベントを強化します。 また、登録済みの里親家庭に対しても、里親包括支援事業者と連携して、きめ細かな相談対応や研修の実施など支援を行っていきます。

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
④2	子ども若者総合相談事業(アシスとしま)【再掲】	不登校、ひきこもりなど困難な状況にある子ども・若者に対して自立に向けた支援を行います。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。 相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へつなげていきます。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	①不登校に関する相談件数 ②ひきこもりに関する相談件数	①12件 ②19件	①25件 ②40件(重篤化する前の予防的な相談を増やす)

実施状況

令和4年度			令和5年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
①27件 ②17件	公立小中学校の児童生徒のタブレットパソコンからのメッセージに対応し、指導課、子ども家庭支援センターと連携しての支援を行った。	B	引き続き、指導課や子ども家庭支援センターとの連携に加えて、児童相談所、子どもの権利相談室との連携体制も整理し、さらなる連携の強化に努める。

【青少年問題協議会からの意見】

●【重点事業 42 子ども若者総合相談事業（アシスとしま）【再掲】】

全国的にも小中学生の不登校の子ども数がかかなり右肩上がりだと思うのですが、豊島区の不登校に関する相談件数の目標値と、ひきこもりに関する相談件数が結構少ないなという印象があります。

不登校の子どもがいるお宅や、ひきこもりの子どもがいるお宅からの相談がくるのを待つだけの姿勢ではなく、子どもたちに配慮しながら、そのような子どもがいる地域に出向くというような取組がとても大事だと思うので、このアウトリーチをぜひ推進するべきです。

事業内容や令和 5 年度以降の取組のところで、「指導課、子ども家庭支援センター、児童相談所、子どもの権利相談室との連携体制も整理し、さらなる連携の強化に努める」とありますが、連携を必要とする部署が増加していくと考えられます。

学童期から小学校を経て中学校、さらには 20 代、30 代というようにつながっていく形になると思いますので、その間の切れ目ない支援を展開していくためにも、横の連携をしっかりとりながら取組むべきです。

また子ども若者総合相談ということなので、若者のひきこもりの人たちに対しても年齢的な部分で、相談員との相性もありますし、信頼関係も大事になってくる部分です。

伴走型支援のように上手く支援が繋がるように切れ目のない支援の取組をお願いします。

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
①59	生活困窮者自立相談支援事業 (子どもの学習・生活支援事業)	地域の無料学習団体の支援及び拡大を図ることで、学習を通じた子どもの居場所作りを推進します。また、世帯全体の生活支援により困窮課題の解決を目指します。	①子育て世帯を対象に、保護者へは就労支援や各種助成制度の紹介などを困窮課題解決のための支援、子どもへは区内の無料学習支援活動を行う団体等へのご紹介をいたします。 ②無料学習団体をネットワーク化した「とこネット」の定例会を毎月開催し、団体運営においての課題を解決する場を提供する。併せて、登録団体の拡大に向け取り組みます。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	福祉総務課	①支援者数 ②無料学習団体数 (とこネット登録団体数)	①47人 ②14団体18教室	①60人 ②20団体25教室

目標値(令和6年度)見直し

見直し後の目標値	見直しの理由
①42人 ②-	①子どもとの接触機会が減少していることに鑑みた。

実施状況

令和4年度			令和5年度以降の 取組の方向性
実績	取組内容	主管課評価	
①34人 ②15団体19教室	4年度は3年度に比べ、コロナの影響による教室の休止は少なかったものの、感染拡大時に一部団体で休止措置等が取られた。それ以外は概ね予定通りに開催できたことから目標数の達成に繋がった。	B	引き続き、学習支援の後方支援活動として「とこネット」運営を実施する。

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
①40	子ども・若者支援事業【再掲】	貧困の連鎖を防止し、生活保護を受給している子どもや若者が夢や希望をもって自らの人生を選択し、自立した生活を送れるようにします。	子どもや若者のいる生活保護受給世帯に対して、専門の支援員が訪問や面接等を重ねる中で問題点を把握し、ケースワーカーと連携して生活課題の解消や学力向上を目指した無料学習会へのつなぎなどの支援を行い、来自主立した生活を送っていただけるように支援します。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	生活福祉課 西部生活福祉課	高校等在籍率	100%	100%を維持

実施状況

令和4年度			令和5年度以降の 取組の方向性
実績	取組内容	主管課評価	
95.83%	コロナ感染予防に留意しながら、訪問・面接相談等を実施しました。その中で、各世帯の抱える課題を把握し、必要な情報提供や個々に応じて関係機関に繋げるなどの支援を行いました。	B	専門の支援員が支援対象世帯の抱える問題点を把握し、ケースワーカーや関係機関と連携しながら必要な支援、情報提供等を行います。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容		
(168) ひとり親家庭支援センター事業	ひとり親家庭が抱える課題の解消を図ります。	「ひとり親家庭支援センター」を設置し、ひとり親家庭の総合窓口として、様々な相談に応じ、支援を提供します。		
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	
担当課	子育て支援課	相談件数	9,384件	10,000件

実施状況

令和4年度			令和5年度以降の 取組の方向性
実績	取組内容	主管課評価	
7,684件	ひとり親家庭のしおり、リーフレット作成・配布、ホームページによる広報を実施した。また、としま子ども若者応援基金を利用した食糧支援をのべ970世帯におこなった。	B	引き続き相談対応に重点をおき、NPO 団体とも連携し、生活安定に向けた支援につなげていく。

【青少年問題協議会からの意見】

●【重点事業 168 ひとり親家庭支援センター事業】

事業内容としてはひとり親家庭支援センターを設置して、ひとり親家庭の総合窓口として様々な相談に応じ支援を提供するということが示されています。

令和4年度の実績内容としてはいろいろな広報活動を実施したことや寄附金や基金を活用した食糧支援を実施したという内容になっています。

一方で、令和5年度以降の実績の方向性としては、相談対応に重点を置いて進めていきたいと書かれています。そうすると実績内容の広報活動や食糧支援ということと、実績の方向性についての相談対応に重点をおき支援につなげるということが方向性としての相違があるように思います。

相談対応の重点事業という実績を進めていくにあたっては、親子のニーズや親の経済的困窮・生活困難等様々な相談をしっかりとくみ取ったうえで、親子のニーズに応じた支援が展開されることを望みます。

例えば子どもの権利の視点で考えると、子どもが面会交渉をする機会や、季節に応じた行事の中で子どもたちが交流できる機会、ひとり親家庭の貧困率を解消させるために養育費の取立てを支援するなど、いろいろな方策があると考えられます。

すでに取り組んでいることもあるかもしれませんが、そういうことも相談対応への重点事業ということで、子どもの権利の視点から様々な実績につなげていくことが望ましいです。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容		
(174) 発達支援相談事業	心身の発達に困難を持つ子どもとその家族が、個々の発達に合わせた指導や助言を行うことで家族が子育てに自信を持ち、安定した生活が送れるよう支援します。	・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの偏りや障害のある乳幼児の保護者からの発達、療育、訓練、進路等に関する相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関へ連絡、紹介等を行います。 ・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの問題や障害、心配のあるお子さん、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を行います。(児童発達支援事業)		
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	
担当課	子育て支援課	発達相談件数	5,048件	5,200件

※担当課が子ども家庭支援センターに変更

実施状況

令和4年度			令和5年度以降の 取組の方向性
実績	取組内容	主管課評価	
5,083 件	行事やイベントは中止することなく実施できた。個別の専門相談については枠を月8日分増設。指導室の不足には、サテライト施設として区民ひろば2か所を借りて実施した。	B	引き続き、相談枠増設分(R4年度—8日、R5年度—16日)を継続し、相談への早期の対応をする。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容		
①94 多文化共生推進事業	外国にルーツを持つ方を支援する団体等との連携強化を図ります。	外国籍等区民への支援の強化に向けて、区内の日本語教室や支援団体等の間のネットワークづくりを支援するとともに連携を図ります。また、外国籍等区民へのアンケート調査を行い、施策の検討につなげます。		
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	
担当課	企画課 (多文化共生推進担当)	連携団体数(会議)	1件	3件

目標値(令和6年度)見直し

見直し後の目標値	見直しの理由
20 団体	目標の指標を、会議体の件数から連携団体数に変更したため。

実施状況

令和4年度			令和5年度以降の 取組の方向性
実績	取組内容	主管課評価	
19 団体	学習院大学が事務局を務め、日本語教室やNPO法人、外国にルーツを持つ区民等で構成する「日本語ネットとしま」に3回参加したほか、区内の外国人支援団体が主催するシンポジウムにも参加し、関連団体との各種情報共有、連携強化に向けて話し合いを行いました。 また、東京都が行う「コンビニの外国人店員による子どもの見守り活動事業」において区の窓口となり、周知活動に協力しました。	B	引き続き「日本語ネットとしま」に参加し、外国籍等区民に対する地域全体の理解を深めていくとともに、新たなコミュニティ・機関との連携を進めていきます。

【青少年問題協議会からの意見】

●【重点事業 194 多文化共生推進事業】

大学と連携した調査などもおこなっていて興味深いものと拝見しました。 気になった点として、令和3年度への取り組みの方向性で「調査の結果を分析し区の政策への反映をする」とあり、実際に分析されたということですが、令和4年度、令和5年度の方向性には調査結果の分析からの反映やPDCAにかかわる記載がないことが残念です。

事業の継続として調査から見てきた施策の取り組みの方向性があるのであれば、これからの計画でもどう反映させるのか教えていただきたいです。

自己評価もBになっているのでもう一步踏み出せるとよいです。

この事業の今後の方向性を考えたときに、事業内容には「ネットワークづくりを支援する」と書かれています

が行政は一步引いているよう感じられます。

所管課もネットワークの一部であると思いますが、今後は、「ネットワークづくりを行う」という表現ができる施策になることを望みます。

同様に外国人支援として NPO 法人や支援団体、民生委員からもよく苦勞話を聞きますが、行政が「一緒になって対話の場を持つ」というような施策になることを望みます。

(2) 相談体制の充実と情報発信

「相談体制の充実と情報発信」は、1 つの具体的な取組、27 事業（うち重点事業は 1 事業、終了事業は含まず）で構成されています。

それぞれの事業の令和 4 年度における主管課評価は、評価 A（目標以上の取組ができた）が 14 事業（51.9%）、評価 B（ほぼ目標に資する取組ができた）が 13 事業（48.1%）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
相談体制の充実と情報発信	《重点》子ども若者総合相談事業（アシスとしま）【再掲】	子ども若者課	A
	福祉包括化推進会議の設置	福祉総務課	B
	健康相談事業	健康推進課／長崎健康相談所	A
	精神保健福祉相談	健康推進課／長崎健康相談所	A
	消費生活相談事業	生活産業課	B
	子育て訪問相談事業【再掲】	子ども家庭支援センター ※ 1	A
	スクールカウンセラー事業【再掲】	指導課／教育センター	A
	「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置【再掲】	子ども若者課	A
	子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】	子ども家庭支援センター ※ 1	A
	人権擁護委員相談事業【再掲】	区民相談課	B
	子どもに関する相談事業【再掲】	子ども家庭支援センター ※ 1	A
	子どもからの専用電話相談【再掲】	子ども家庭支援センター ※ 1	B
	子ども家庭女性相談事業【再掲】	子育て支援課	B
	乳幼児健康相談【再掲】	健康推進課／長崎健康相談所	A
	東部・西部子ども家庭支援センター事業【再掲】	子ども家庭支援センター ※ 1	A
	子育て支援総合相談事業【再掲】	子育て支援課	B
	マイはいくえん事業【再掲】	保育課	A
	乳幼児健全育成相談事業【再掲】	保育課	B
	教育相談【再掲】	教育センター	B
	発達支援相談事業【再掲】	子ども家庭支援センター ※ 1	B

相談体制の充実と情報発信	発達障害者相談窓口【再掲】	障害福祉課	A
	区立幼稚園幼児教育相談【再掲】	教育センター	終了
	巡回子育て発達相談事業【再掲】	子ども家庭支援センター ※1	A
	更生保護サポートセンターの運営支援【再掲】	子ども若者課	B
	女性の専門相談【再掲】	男女平等推進センター	B
	子ども・若者及びその家族への支援情報の提供	子ども若者課	B
	子ども・若者支援者への情報提供	子ども若者課	B
	「わたしらしく、暮らせるまち。」推進事業 ※	SDGs 未来都市推進課 ※	A

※ 「としま scope」から事業名変更及び「わたしらしく、暮らせるまち。」推進室から担当課変更。

※1 「子育て支援課」から担当課変更。

【重点事業の実施状況等】

令和4年度における重点事業（1事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
④2	子ども若者総合相談事業 (アシスとしま)【再掲】	様々な困難を有する子ども・若者や家族への情報提供及び支援の実施により、問題の重篤化防止や状況改善を図ります。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	① 登録相談者数 ② 相談者の状況	①99人 ②問題が重篤化した状況で繋がり、継続支援になるケースが多い。	① 登録相談者数：250名 ② 問題が重篤化する前に予防的に相談する人が増える。
実施状況				
令和4年度			令和5年度以降の	
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性	
①349人 ②タブレットパソコンからのメッセージによる相談がさらに増加した。	公立小中学校卒業時や成人式でのアシスとしまカード配布による情報提供、中高生センタージャンプへの出張相談などは継続を続けるとともに、新たにLINEでの情報発信を行うことで周知に努めた。	A	アシスとしまカード配布による周知や中高生センタージャンプへの出張相談を継続し、相談しやすい環境を提供しつづけるとともに、若年層の利用が多いLINEでの情報発信を充実させていく。	

目標 VI

子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する

【概要】

目標VIでは、地域での子ども・若者支援活動や子育て支援活動への支援、地域の様々な主体との連携・協働により、地域の力を活用しています。また、子育てのしやすい住宅や環境整備、犯罪や事故、けが予防といった安全安心な環境整備に取り組むことで、子ども・若者や子育て世帯が安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、「国際アート・カルチャー都市構想」に基づき、子ども・若者が文化芸術に触れながら成長できる環境を整備しています。

【計画の進捗を測る主な指標】

指標名	現状	目指す方向性 (令和6年度)
地域における子育て支援や見守り活動が活発に行われていると思う保護者の割合	平成30年度 ●就学前 31.4% ●小学生 42.0% ●中学生 37.9%	
子どもの成長や安全・安心な生活が地域全体で支えられているかについて、「どちらかというと思う」と回答した区民の割合	令和元年度 ●18歳以上の区民 21.8%	
子育てを視野に入れた住宅対策や道路・施設整備が行われていると思う保護者の割合	平成30年度 ●就学前 14.4% ●小学生 16.9% ●中学生 16.4%	
多様な文化芸術活動が展開され、良質な文化芸術に接する機会が「どちらかという多い」と感じている区民の割合	令和元年度 ●18歳以上の区民 40.6%	

取組の方向性	○主な計画事業(●重点事業)
(1)地域の力の活用	○民生委員・児童委員事業 ○青少年育成委員会支援事業 ○コミュニティソーシャルワーク事業 ●子ども若者支援ネットワーク「ここにいるよ」 ○コミュニティ・スクール導入等促進事業 ●ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度 ○モデル事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進
(2)安全・安心な社会環境の整備	●子育てファミリー世帯への家賃助成事業 ○子ども事故予防センター「キッズセーフ」の運営と事故予防の啓発 ○安全・安心な学校づくり(インターナショナルセーフスクール)
(3)子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり	●トキワ荘マンガミュージアムの開設・運営 ○トキワ荘通りお休み処の運営 ○芸術文化劇場の運営と文化芸術発信事業 ○舞台芸術交流センターの運営と文化の発信事業 ○池袋西口公園野外劇場管理運営事業

【事業区分別主管課評価の状況(目標VI)】

	A	B	C	D	計
重点事業	1	3	0	0	4
計画事業	24	18	3	0	45
全事業	25 (51.0%)	21 (42.9%)	3 (6.1%)	0 (0.0%)	49 (100%)

※ 再掲事業を含む。

※ 計画策定後、事業統合となった1事業を除く。(計画事業)

※ 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100にならない場合がある。

目標VIは重点事業・計画事業・令和3年度新規事業あわせて49事業で構成されていますが、A及びBで93.9%を占めており、事業の多くがほぼ目標に資する取組ができたという評価となっています。令和3年度の状況(A及びBが90.0%)に比べ少しですが成果が上がっています。なお、令和3年度末で1事業が終了しています。

㊦「取組の方向性」ごとの実施状況や重点事業の実績等については、次ページ以降に記載。

(1) 地域の力の活用

「地域の力の活用」は、3つの具体的な取組、21事業（うち重点事業は2事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和4年度における主管課評価は、評価A（目標以上の取組ができた）が12事業（57.1%）、評価B（ほぼ目標に資する取組ができた）が8事業（38.1%）、評価C（目標に資する取組が想定を下回った）が1事業（4.8%）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
地域の子ども・若者支援活動、子育て支援活動への支援	スポーツ推進委員事業	学習・スポーツ課	A
	民生委員・児童委員事業	福祉総務課	A
	青少年育成委員会支援事業	子ども若者課	C
	コミュニティソーシャルワーク事業	福祉総務課	B
	地域福祉サポーターの養成と推進	社会福祉協議会	B
	地域活動交流センター管理運営	区民活動推進課	A
区民や地域団体、大学との連携・協働及び地域ネットワークの形成	《重点》子ども若者支援ネットワーク「ここにいるよ」	子ども若者課	B
	若者支援ネットワークの構築（子ども・若者支援地域協議会）	子ども若者課	B
	生活困窮者自立支援事業（支援調整会議の開催）	福祉総務課	A
	豊島区子育てネットワーク会議	子ども家庭支援センター※	A
	中小規模公園活用プロジェクト	公園緑地課※3	A
	地域・大学連携事業	指導課	A
	コミュニティ・スクール導入等促進事業	庶務課（教育施策担当課長）※1	A
	地域子ども懇談会	放課後対策課	A
	子ども食堂ネットワーク【再掲】	子ども若者課	A
	としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」【再掲】	福祉総務課	A
	SDGs 達成の担い手育成事業 ※2	庶務課（教育施策推進担当課長）	A
仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	《重点》ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	男女平等推進センター	B
	企業・事業所への啓発事業	男女平等推進センター	B
	ワーク・ライフ・バランスフォーラムの開催	男女平等推進センター	B
	モデル事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	人事課	B

※ 「子育て支援課」から担当課変更。

※1 「指導課」から担当課変更。

※2 計画策定後の新規事業（令和3年度～）。

※3 「公園緑地課/「わたしらしく、暮らせるまち。」推進室」から担当課変更。

【重点事業の実施状況等】

令和４年度における重点事業（２事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
(218)	子ども若者支援ネットワーク「ここにいるよ」	子ども・若者支援に関わる活動団体や行政で包括的・横断的な支援ネットワークを構築し、支援に関する情報交換や支援者の質の向上に取り組みます。	子ども・若者支援に関わる多分野の団体や区民に対して、専門知識などの研修会や情報交換の機会となるイベントなどを実施します。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	ネットワークイベント参加者数	244人	400人

目標値（令和６年度）見直し	
見直し後の目標値	見直しの理由
200 人	協議会設置要綱にある地域関係機関数は約 60 団体であり、地域のネットワーク構築を目的としているため。

実施状況			
令和４年度			令和５年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
23 人	ネットワーク会議はパネルディスカッション、ワールドカフェの２部構成で意見交換を行った。講演会はとしまテレビを活用、年間４回出演により情報発信を行った。	B	コロナ感染症対策規制緩和に伴い、講演会の対面実施の再開、ネットワーク会議は引き続きパネルディスカッションとワールドカフェの構成にて情報交換を行う。

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
(226)	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	企業のワーク・ライフ・バランスに対する理解を深め、働きやすい職場づくりを推進します。	区内に本社又は主たる事業所がある企業を対象に、ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進する企業を区が認定します。認定書の授与、区ホームページで取組の紹介等を行い、認定企業は、企業が発行する印刷物等に認定マークを使用できます。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	男女平等推進センター	認定企業数	50社	75 社

※目標値(令和6年度)について、令和2年度実施状況調査の際に変更。

実施状況			
令和４年度			令和５年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
57 社	令和４年８月～１０月まで認定申請を受付しました。１１月にヒアリング審査を行い、１２月に認定審査会を開催し、認定企業を決定しました。令和５年１月に認定書授与を行いました。	B	認定更新に関わる事業者負担を軽減するため、制度の一部見直しを検討します。 産業団体や区内大学、介護保険事業者などへの制度周知を充実させます。

【青少年問題協議会からの意見】

●【重点事業 218 子ども若者支援ネットワーク「ここにいるよ」】

目標値に対して 10%程度の達成では評価が相違しているように感じます。

目標設定が組織のネットワークを構築することであれば、ネットワークイベントの参加者数ではなく、有機的に連携できているのか、どう基盤を強化していくのかを深められたらよいです。

何かテーマに基づいてやるような広域的な連携も含め、何らかの課題解決のために連携したり、展開していくことが、コロナ後の状況として求められます。

地域関係機関が 60 団体もあるので地域関係機関とネットワークが形成されているというような目標に今後は変更してもよいのではないのでしょうか。

子どもや若者がネットワークに関わることができれば、いろいろなところにうまくつながる仕組みであることを考えれば、ぜひ活性化してほしい事業です。

●【重点事業 226 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度】

ワークライフ・バランス推進企業認定制度について、進捗として策定時の 50 社から 7 社しか増えていないということは、そもそもこの制度が活用されていないように見えます。

認定を受けた企業（事業所）が、区の HP で紹介されるということで公表されるという意味では、企業についてはメリットがあるので、メリットを含めた形でしっかり広報活動をしたうえで、認定企業のさらなる増加に向けて取り組んでいただきたいと思います。

もし、認定をとるというメリットを感じられないということであれば、制度そのものの在り方を変えていく政策が考えられるので、目標の設定を検討するべきです。

(2) 安全・安心な社会環境の整備

「安全・安心な社会環境の整備」は、3つの具体的な取組、18事業（うち重点事業は1事業、統合事業・終了事業は含まず）で構成されています。

それぞれの事業の令和4年度における主管課評価は、評価A（目標以上の取組ができた）が7事業（38.9%）、評価B（ほぼ目標に資する取組ができた）が10事業（55.6%）、評価C（目標に資する取組が想定を下回った）が1事業（5.6%）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
子育て世帯にやさしいまちづくりの推進	《重点》子育てファミリー世帯への家賃助成事業	福祉総務課※1	B
	空き家利活用推進事業	住宅課	C
	近居・多世代同居の推進	住宅課	B
	公共施設の赤ちゃんスペース設置・周知	子育て支援課	B
有害環境等への対応	薬物乱用防止教育	指導課	B
	情報モラル教育	指導課	B
	PTAと連携した「SNSルール」の活用 ※2	庶務課	統合
	不健全図書類等規制対策事業	子ども若者課	A
防犯・事故予防の推進	子ども事故予防センター「キッズセーフ」の運営と事故予防の啓発	健康推進課／長崎健康相談所	A
	安全・安心パトロールの実施	防災危機管理課	B
	小学校児童の通学路安全対策の推進	学務課	A
	学校安全安心事業	学務課 ※3	A
	安全・安心な学校づくり（インターナショナルセーフスクール）	庶務課※4	A
	区立小学校・学童クラブの入退室管理システム	学務課／放課後対策課	A
	交通安全施設整備事業	道路整備課	B
	交通安全対策事業	土木管理課	B
	中学校自転車安全教室（スクアード・ストレイト授業）	土木管理課	B
	自転車ヘルメット普及啓発事業	土木管理課	B
	高齢者安全運転支援装置設置促進事業	土木管理課	終了
	公園等防犯カメラ整備事業	公園緑地課	A

※1 「住宅課」から担当課変更

※2 「情報モラル教育（指導課）」に統合

※3 「庶務課」から担当課変更

※4 「指導課」から担当課変更

㊦「取組の方向性」ごとの実施状況や重点事業の実績等については、次ページ以降に記載。

【重点事業の実施状況等】

令和４年度における重点事業（１事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
(230)	子育てファミリー世帯への家賃助成事業	子育てファミリー世帯を区内の良質な民間賃貸住宅に誘導し、居住環境の改善及び定住化を図ります。	区内の良質な民間賃貸住宅に転入・転居した場合に、一定の要件を満たす子育てファミリー世帯に対し、転居後の家賃と基準家賃との差額の一部を一定期間助成します。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	住宅課	新規家賃助成数	30件 ※家賃助成総件数 123件	60件

※担当課が福祉総務課に変更

実施状況			
令和４年度			令和５年度以降の
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性
42 件	ホームページ、子育て情報ハンドブックでの周知を行った。 豊島区居住支援協議会等の関係団体を通じた周知を図り、継続して事業を実施した。	B	施策面を担う住宅課とともに、国籍要件変更を含め、制度の検討を行う。

【青少年問題協議会からの意見】

●【重点事業 230 子育てファミリー世帯への家賃助成事業】

住むところがない若者もたくさんいると聞いているので、子育てファミリー世帯向けだけに家賃の助成をするということだけでなく、そのような若者にも家賃を助成してほしいです。

●【具体的な取組 防犯・事故予防の推進について】

豊島区はビルや繁華街があったり住宅地が密集していたりと地理的に多様な場所です。東日本大震災では、地域の中で子どもたちに防災教育を継続した結果、子どもたちの避難行動が安直な大人たちを避難させ多くの命が救われたという事実がありました。

子どもや中高生・若者、子育て家庭に対する防災教育や保育園や幼稚園を含めた地域防災の推進等は大事なことです。

防災に対する施策も必要ですので、重点事業に追加していただき、外国人ルーツのある家庭にもサポートを含め展開していくことが災害時の人命救助にもつながります。

(3) 子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり

「子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり」は、1つの具体的な取組、10事業（うち重点事業は1事業）で構成されています。

それぞれの事業の令和4年度における主管課評価は、評価A（目標以上の取組ができた）が6事業（60.0%）、評価B（ほぼ目標に資する取組ができた）が3事業（30.0%）、評価C（目標に資する取組が想定を下回った）が1事業（10.0%）となっています。

具体的な取組	構成事業	担当課	主管課評価
文化・芸術に親しむ環境づくり	《重点》トキワ荘マンガミュージアムの開設・運営	文化観光課	A
	トキワ荘通りお休み処の運営	文化観光課	B
	芸術文化劇場の運営と文化芸術発信事業	文化デザイン課	A
	舞台芸術交流センターの運営と文化の発信事業	文化デザイン課	B
	池袋西口公園野外劇場管理運営事業	文化デザイン課	A
	池袋モンパルナス回遊美術館事業	文化デザイン課	B
	「フェスティバル/トーキョー」開催事業	文化デザイン課	C
	庁舎まろごとミュージアム運営事業	文化デザイン課	A
	熊谷守一美術館の運営	文化デザイン課	A
	IKE-CIRCLEによる文化・観光情報発信 ※（新規事業）	文化観光課	A

※ 計画策定後の新規事業（令和2年度～）

【重点事業の実施状況等】

令和4年度における重点事業（1事業）の実施状況等は、以下のとおりです。

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
(250) 新規 トキワ荘マンガミュージアムの開設・運営	豊島区ゆかりのトキワ荘等のマンガ文化に触れる機会を増やすとともに、関連情報の発信によりまちの魅力を高め、マンガ・アニメを核とする地域文化の継承・発展を目指します。		トキワ荘のあった南長崎地域に「トキワ荘マンガミュージアム」を開設し、マンガ・アニメ文化の発信やマンガによるまちづくりを地域と一体となって進めます。	
	目標		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	文化観光課	来館者数	設置に向けて検討中	100,000人
実施状況				
令和4年度			令和5年度以降の	
実績	取組内容	主管課評価	取組の方向性	
65,190人	「トキワオトメ」「漫画少年大展覧号」「藤子不二雄（A）のまんが道展」の特別企画展を開催した。区内小中学校に「ふるさと学習」での来館を促し、児童1,625名が来館した。しかしながら、引き続きコロナ禍によるインバウンドの影響なども受け、目標には及んでいない状況となっている。	A	年3回 特別企画展を開催する。区内小学3年または4年生を対象にした「ふるさと学習」により来館を促す。また、昭和レトロ館と連携し、昭和の歴史を感じながら回遊できる街づくりに取り組む。	

3 まとめ

「東京都こども基本条例」に続き、こども基本法が国においても整備され、令和 5 年 4 月 1 日から、こども家庭庁が設置されました。全国的にも、児童虐待やいじめ、子どもの貧困など、子どもや若者を取り巻く解決すべき問題は山積になっている状況です。

豊島区は平成 18 年に「豊島区子どもの権利に関する条例」を制定し、「子どもの権利」というものを大切に考え、青少年問題協議会の下、専門委員会を設け令和 2 年度から 5 年間の豊島区子ども若者総合計画（令和 2 年～6 年度）をスタートさせました。

この 3 年間は、誰もが初めて経験するコロナ禍で、豊島区子ども若者総合計画（令和 2 年～6 年度）が始まり、当初の見込みより評価が伸び悩んだ事業も多かったことでしょう。

そのような状況の中でも、各所管課においてはこの計画の取組を少しでも推進しようと、感染対策を講じ、創意工夫をし、試行錯誤しながら積極的に各事業に取り組んできました。

その結果として、少しずつ目標以上の取組みができたという事業が増加し、昨年度よりもさらに評価が上がっている状況を見ると、新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行され落ち着いたことで、さらに事業を推進することができたのではないのでしょうか。

しかしながら子どもの権利や保証の視点が見受けられない目標だったり、そもそも目標設定と結果に疑問点があったり、事業を行う所管課や関連部署等の意見交換が十分にできていなかったりと、いくつかの課題が見受けられました。

事業を推進していくにあたっては、やはり PDCA サイクルに基づき毎年目標を見直し、改善した上で実行することが大切です。

目標を見直すにあたっては、「豊島区子ども・若者総合計画（令和 2 ～ 6 年度）令和 4 年度実施状況報告書」を参考にいただき、青少年問題協議会委員からの評価や意見を真摯に受け止めることが必要です。

今後の方向性を考えるときには、青少年問題協議会や子どもの権利委員会の意見を踏まえて検討してください。

「子どもの権利」というものを常に念頭に置き、各事業の見直しや改善によって、関連部署間が連携して主体的に事業を推進していくことを心がけてください。

各事業間の連携が見えてこない部分もありますので、今後は部署間や課題間の連携が見えるようにうまく表現することも検討してください。

豊島区青少年問題協議会は引き続き、「豊島区子ども・若者総合計画」の実施状況について検証を行うとともに、本計画の改定に向け検討を重ねてまいります。

豊島区が、本計画の基本理念である「すべての子ども・若者の権利が保障され豊かな文化の中で自分らしく成長できるまちづくり」の実現に向かい、さらに前進することを期待しています。

豊島区子ども・若者総合計画（令和２～６年度）

令和４年度実施状況

令和６年３月

編集：豊島区青少年問題協議会

発行：豊島区子ども家庭部子ども若者課

